



生物多様性 ふじえだ戦略

[2024-2033]



“もったいない” で進める 環境日本一のまち
身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ

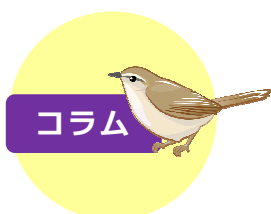


目次

| | |
|--------------------------|----|
| 序章 生物多様性と藤枝市 | 1 |
| 第1章 戦略の基本的事項 | 5 |
| 第1節 生物多様性とは | 5 |
| 第2節 生物多様性ふじえだ戦略とは | 12 |
| 第2章 生物多様性の現状と課題 | 17 |
| 第1節 市の概況 | 17 |
| 第2節 人との関わり | 19 |
| 第3節 生態系 | 20 |
| 第4節 動植物 | 22 |
| 第5節 市民・事業者の意識 | 23 |
| 第6節 生物多様性に関する課題 | 27 |
| 第3章 戦略の目標 | 29 |
| 第1節 2050年ビジョンと目指す将来像 | 29 |
| 第2節 基本方針 | 31 |
| 第4章 戦略の取組 | 33 |
| 取組方針1 生物多様性について学ぶ | 34 |
| 取組方針2 生物多様性の保全活動に取り組む | 35 |
| 取組方針3 自然や生物とふれあう | 36 |
| 取組方針4 自然環境の保全、生物の生息環境を守る | 37 |
| 取組方針5 森林や農地を保全・管理する | 38 |
| 取組方針6 水辺を保全・管理する | 39 |
| 取組方針7 市街地の自然を回復する | 40 |
| 取組方針8 生物のつながりを大切にする | 41 |
| 重点プロジェクト ふじえだ自然再興プロジェクト | 42 |
| 重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ | 43 |
| 重点2 蓮華寺池エコパーク | 44 |
| 第5章 戦略の推進システム | 45 |
| 第1節 戦略の推進体制 | 45 |
| 第2節 戦略の進行管理 | 46 |
| 第3節 戦略の普及・啓発の手法 | 46 |
| 資料編 | 47 |
| 資料1 動植物に関する参考情報 | 47 |
| 資料2 その他の参考情報 | 53 |
| 資料3 策定の経緯 | 56 |
| 資料4 委員名簿 | 57 |
| 資料5 用語解説 | 58 |

コラム目次

| | |
|----------------------------|----|
| ● 生物多様性のめぐみに支えられてきた祖先の暮らし | 1 |
| ● 身近な自然の例（湧水） | 3 |
| ● SDGs のゴールに貢献する本市の 17 の目標 | 4 |
| ● 生物多様性と医薬品 | 6 |
| ● 急速に進む生物の絶滅 | 7 |
| ● 30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは | 9 |
| ● 生物多様性国家戦略 2023-2030 | 10 |
| ● TNFD とネイチャーポジティブ経済の実現 | 10 |
| ● ネイチャーポジティブ（自然再興）とは | 12 |
| ● 生物多様性保全の考え方の変化 | 14 |
| ● 生物多様性の損失を減らし回復させる行動の内訳 | 15 |
| ● 生物多様性に関する行動変容 | 16 |
| ● 身近な取組も生物多様性の保全につながります！ | 16 |
| ● これからの生物多様性地域戦略が目指すもの | 28 |
| ● “もったいない”都市宣言 | 30 |
| ● 藤枝版ビオトープとは | 30 |
| ● 住友ベークライトビオトープ「憩いの杜」 | 32 |
| ● 「滝沢ばんばあ」～アカザの伝説～ | 34 |
| ● 環境ラベル | 35 |
| ● 藤枝ネイチャーキッズ | 36 |
| ● 河川ごみ実態調査 | 37 |
| ● 自然を活用した解決策（NbS） | 38 |
| ● グリーンカーテンコンテスト | 40 |
| ● アカミミガメ・アメリカザリガニの規制 | 41 |
| ● 産卵場所と生息場所の移動 | 50 |



本文中に関連する情報をコラムとして掲載しています。
「市の鳥」であるウグイスのイラストが目印です。

生物多様性ふじえだ戦略の構成

序章 生物多様性と藤枝市

第1章 戦略の基本的事項

生物多様性とは

- ①生物多様性の定義
- ②生物多様性のめぐみ
- ③生物多様性に迫る4つの危機
- ④生物多様性の保全・持続可能な利用に関する動向

生物多様性ふじえだ戦略とは

- ①戦略の目的
- ②戦略の位置づけ
- ③戦略の期間
- ④戦略の対象とする区域
- ⑤戦略の推進主体
- ⑥策定方針

第2章 生物多様性の現状と課題

市の概況

- ・人口
- ・土地利用
- ・法指定区域
- ・産業・観光

人との関わり

- ・環境教育・環境学習・環境情報
- ・環境保全活動
- ・人と自然とのふれあい
- ・文化財・水質汚濁・水循環

生態系

- ・森林・竹林・農地
- ・河川・湧水
- ・市街地
- ・重要な生物の生息・生育環境

動植物

- ・植生
- ・絶滅危惧種
- ・外来種

市民・事業者の意識

- ・市民の意識
- ・事業者の意識
(アンケート調査結果)

生物多様性に関する課題

- ・人との関わり
- ・生態系
- ・動植物
- ・市民・事業者の意識

第3章 戦略の目標

2050年ビジョン 「自然と共生する社会」(生物多様性国家戦略のビジョンを共有)

目指す将来像

“もったいない”で進める 環境日本一のまち
身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ

基本方針

- ①生物多様性の大切さを理解して行動する
- ②豊かな生態系を回復して活かす
- ③地域固有の生物を守り増やす

第4章 戦略の取組

生物多様性の大切さを理解して行動する

- ①生物多様性について学ぶ
- ②生物多様性の保全活動に取り組む
- ③自然や生物とふれあう
- ④自然環境の保全、生物の生息環境を守る

豊かな生態系を回復して活かす

- ⑤森林や農地を保全・管理する
- ⑥水辺を保全・管理する
- ⑦市街地の自然を回復する

地域固有の生物を守り増やす

- ⑧生物のつながりを大切に
する

市の取組／市民の取組／事業者の取組

ふじえだ 自然再興 プロジェクト

- ①ビオトープネットワーク・ふじえだ ～ビオトープをつなげよう～
- ②蓮華寺池エコパーク ～身近な自然とふれあおう～

第5章 戦略の推進システム

戦略の推進体制

- ・各主体の役割

戦略の進行管理

- ・PDCAサイクルによる管理
- ・結果の公表

戦略の普及・啓発の手法

- ・普及啓発手法

資料編

序章 生物多様性と藤枝市



「生物多様性のめぐみ」に支えられてきた暮らしや産業

◆生物多様性のめぐみを活かした特産物による産業と暮らし

本市では江戸時代以降、主に米や麦などが生産されてきましたが、明治時代になると茶やみかんなどの生産が盛んになりました。特に朝比奈地区は、京都宇治、福岡八女に並ぶ「日本三大玉露の生産地」として有名です。また、岡部地区の竹林ではたけのこの生産も盛んに行われてきました。

さらに、本市は埼玉の春日部、新潟の加茂と並ぶ「桐箆笥の三大産地」としても知られており、昭和30年代まで桐箆笥製造が盛んに行われてきました。桐の開花が茶摘みの目安として役立つこともあり、茶畑に桐が植えられている地区も多くみられました。

このように本市では米、茶、みかん、たけのこ、しいたけ、桐箆笥、羊歯細工など、生物多様性のめぐみを活かした特産物による産業が発達し、私たちの暮らしを支えてきました。



茶



みかん



たけのこ



しいたけ



桐箆笥

生物多様性のめぐみを活かした特産物

【資料：図説藤枝市史 ほか】

コラム



生物多様性のめぐみに支えられてきた祖先の暮らし

市内では、瀬戸新屋の天ヶ谷遺跡から、先のとがったナイフ形石器など、約2万年前の石器が出土しており、この頃には、人類が住んでいたことがうかがえます。

1万5000年前から始まった縄文時代には、春は山菜、夏は魚介類、秋は木の実、冬は動物と、季節の変化に合わせて狩猟・漁労・採集の生活を送っていました。

約6000年前の縄文海進の後、低地は次第に土砂で埋まり、志太平野が形づくられていきました。こうして形成された低地では、弥生時代に農耕が発達し、ムラをつくって定住しました。

このように、私たちの祖先は約2万年前から生物多様性のめぐみに支えられながら、次第に繁栄してきました。



天ヶ谷集落の暮らし



弥生時代の寺家前遺跡の水田跡

【資料：図説藤枝市史】

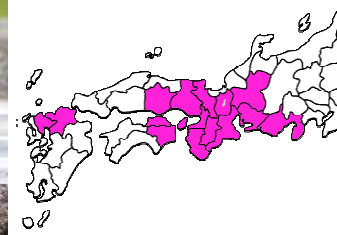
今守りたい大切な自然と貴重な生物の分布

◆瀬戸川水系は貴重な生物カワバタモロコの日本の分布東限

日本固有の淡水魚であるカワバタモロコは、本市の瀬戸川水系を日本の分布の東限としており、国や静岡県の絶滅危惧種に指定されているほか、静岡県の「指定希少野生動植物」、「種の保存法」の「特定第二種国内希少野生動植物種」にも指定されています。



カワバタモロコ



カワバタモロコの分布域

【資料：令和版せと川物語、日本のレッドデータ検索システム】

◆静岡県の「今守りたい大切な自然」に「藪田川とその周辺」が選定

2023（令和5）年3月に静岡県が策定した「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」では、カワバタモロコの重要生息・生育地として、本市の「藪田川とその周辺」（湿地や小川に生息する湿地固有の生物相）が選定されています。

【資料：改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略】



藪田川

都市の近くに自然とふれあえる場所が多く分布

◆市街地に隣接する自然豊かな蓮華寺池公園

蓮華寺池公園は、本市のほぼ中央に位置し、「花・水・鳥・笑顔」がテーマの公園です。四季を通じて、多くの市民が集う憩いの場所であり、春の「藤まつり」などで有名です。市街地に隣接した自然豊かな公園であり、散策路、駐車場、飲食店、トイレなどが整備されていることから、探鳥会などの自然観察や散策など、市内外から多くの人に利用されています。



自然豊かな蓮華寺池公園



瀬戸川の桜並木



青池

◆瀬戸川沿いの桜、青池の湧水など見どころが点在

瀬戸川左岸堤の約2kmにわたって続く桜並木は東海地区最大級の長さを誇ります。また、青池や姥ヶ池など、市内には湧水も多くみられます。さらに、「いつも どこでも どんなどきも 花でつながる」まちの実現に向けて、「ふじえだ花回廊基本構想」を策定し、花のまちづくりを推進しています。

◆気軽に散策を楽しめる低山やハイキングコース

市街地に近い場所にも、金比羅山・五州岳、清水山、烏帽子山、里山の道コースなど、様々なハイキングコースが充実し、気軽に自然観察や散策を楽しめる場所が多く分布しています。



金比羅山からの風景

コラム



身近な自然の例（湧水）

市内には、身近に多くの自然があります。その一つとして、昔から豊かな湧水があり、自然の機能だけでなく、それぞれの地域の文化的な背景にもつながっています。「環境省・湧水保全ポータルサイト」では、本市内の代表的な湧水として、以下の6箇所が紹介されています。

- 元井戸（音羽町）：江戸時代、元井戸を源とする小川はいくつもの水車を回し、宿場に沿って流れ、大切な生活用水として使われていました。
- 新元井戸（音羽町）：飽波神社の大祭りで藤枝の町を引き回される屋台の車輪を沈めておく聖なる水辺として利用されています。
- 姥ヶ池（立花）：江戸時代には瀬戸川の表流水とともに田中城まで引かれ、飲料水を始め生活用水を賄っていました。現在は地域の環境用水として利用されています。
- 青池（緑町）：市街地に位置し、池の数ヶ所から毎分680リットルの水が湧き出ています。池や周辺は公園として整備され、水と親しむ憩いの場となっています。
- 牛池（緑町）：青池に隣接しており、青池同様に市民の憩いの場となっています。
- 馬上の清水（平島）：徳川家康公が鷹狩りの帰り際にのどの渇きを潤すため、この水を飲んだとされています。家康が馬に乗ったまま水を飲んだことから、この名がつけられました。



元井戸



馬上の清水

市内各地で行われている自然環境や生物を保全する活動

◆市内各地で進むビオトープの創出と自然観察などの実施

「ビオトープ」とは、本来その地域にすむ様々な野生生物が生息できる空間のことで、「生物の生息・生育空間」と訳されます。市内には、市民の森・ビオトープガーデン、事業所や民間団体が整備しているビオトープがあり、生物の生息・生育環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。

また、蓮華寺池公園、つたの細道公園、瀬戸川、藪田川、小田野沢ビオトープなど、市内の様々な場所では自然観察や保護活動が行われ、自然とのふれあい活動の機会が広がっています。



市民の森・ビオトープガーデン



藪田川・カワバタモロコの保全地域



小田野沢ビオトープ



瀬戸川・水生生物教室

コラム



SDGs のゴールに貢献する本市の 17 の目標

SDGs の実現に寄与するため、本市として取り組むべき目標を、SDGs の 17 のゴールに貢献する「本市独自の 17 の目標（ローカル SDGs）」として設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指します。なお、本戦略に関するゴールを◎印で表示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎：本戦略に関連するゴール

第1章 戦略の基本的事項



第1節 生物多様性とは



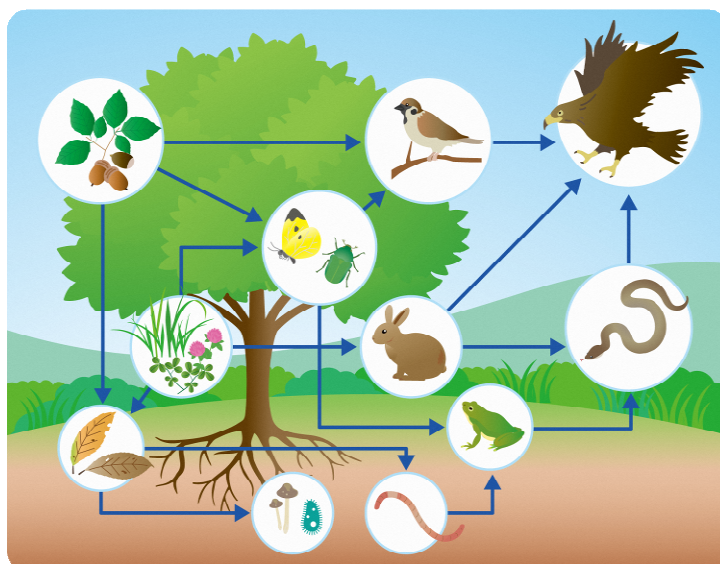
1-1 生物多様性の定義

■生物の個性とつながり

「生物多様性」とは、生物の豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的につながりあって生きています。

生物多様性を保全していくためには、これらの生物の個性とつながりを保っていくことが必要です。

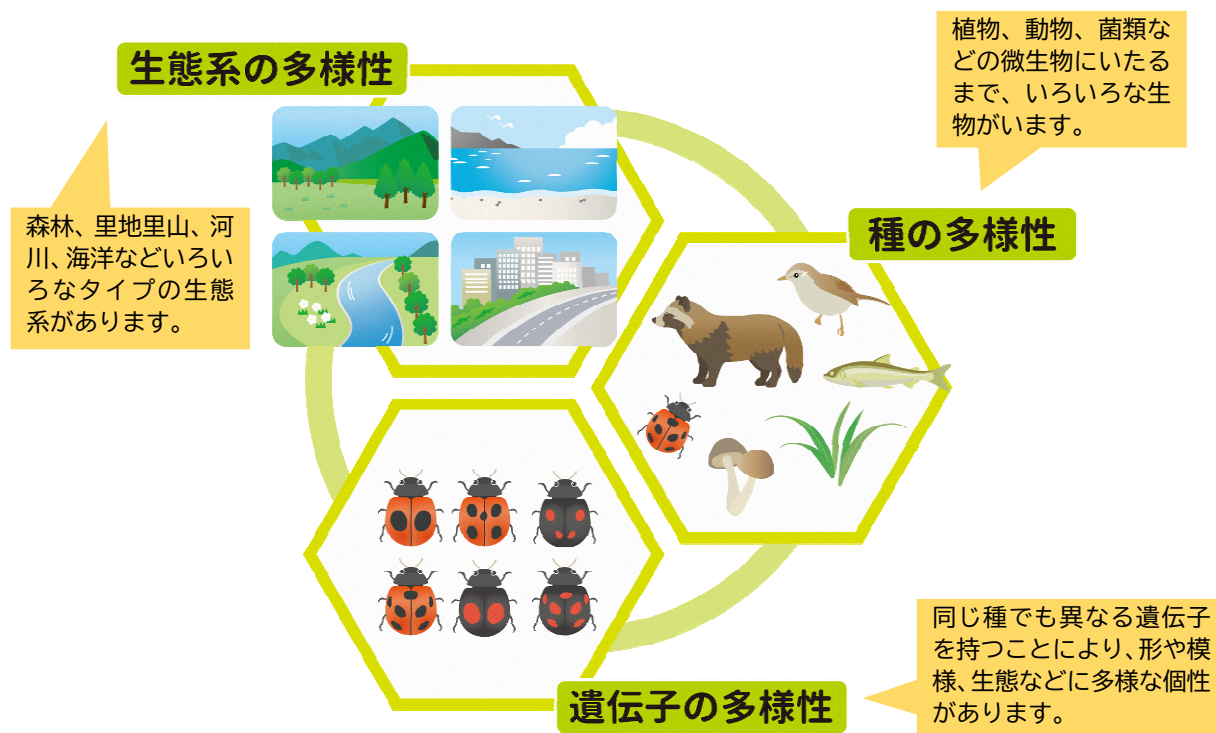
【資料：環境省・生物多様性センター】



生物のつながり

■生物多様性の3つの視点

「生物多様性」には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つの視点で多様性があるとされています。



生物多様性の3つの視点

1-2 生物多様性のめぐみ

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう「生態系からのめぐみ」（生態系サービスといい、「自然の寄与」とも呼ばれています。）によって支えられています。

■生きものが生み出す大気と水「基盤サービス」

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生物の営みによって支えられています。こうした酸素の供給、気温・湿度の調節、豊かな土壌形成、有機物の分解など、生物が生きるために必要な基盤をつくるはたらきを「基盤サービス」といいます。



酸素の供給



有機物の分解

■暮らしの基礎「供給サービス」

毎日の食卓を彩る野菜などの食料、衣服などの繊維、新聞や本などの紙製品、医療品などのほか、生物の機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。こうした、暮らしに必要な資源を供給するはたらきを「供給サービス」といいます。



朝ラーメン



竹細工

■文化の多様性を支える「文化的サービス」

地域ごとに異なる自然と一体になって、地域色の豊かな伝統文化が育まれてきました。地域に残る天然記念物などの文化財、自然と共生してきた知恵と伝統、自然とのふれあいなど、文化の多様性を支えるはたらきを「文化的サービス」といいます。



天然記念物



花見

■自然に守られる私たちの暮らし「調整サービス」

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。そのほか、防風や水質浄化、病虫害の抑制など、私たちの安全・安心な暮らしを守るはたらきを「調整サービス」といいます。



水源涵養



洪水防止

コラム



生物多様性と医薬品

生物多様性が失われると、私たちの生活にも大きな影響が生じます。例えば、医薬品の開発には野生動植物由来の原料を使用しているものが多くあります。また、世界には薬にできるような生物がいるかもしれないのに、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性が失われ、その生物が絶滅してしまえば人類にとって大きな損失となります。



生物多様性のめぐみ（生態系サービス）

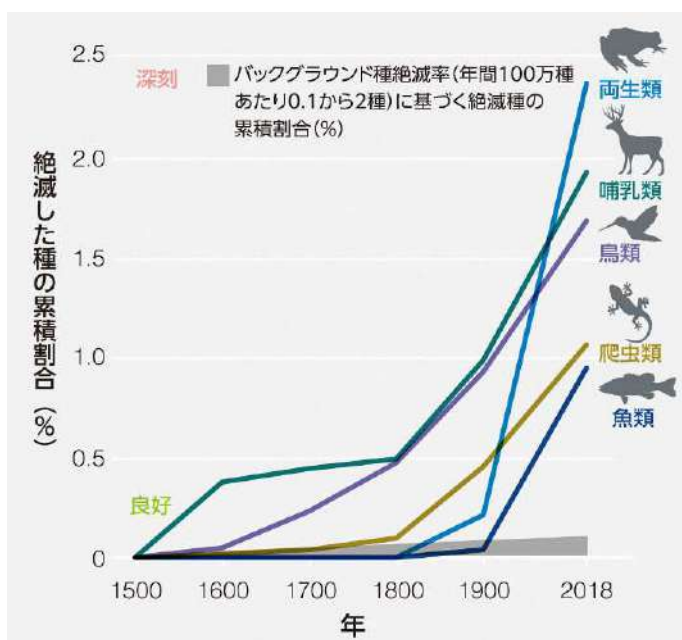
コラム



急速に進む生物の絶滅

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の供給に寄与するとともに、自然とふれあうことで生まれる身体的・心理的な経験や発想の源になるなど、良質な生活を支えています。

しかし、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」が2019（令和元）年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘しています。

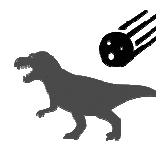


1500年以降の絶滅

【資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成】

1-3 生物多様性に迫る4つの危機

地球ではこれまで5度の種の大量絶滅が起きたとされており、5度目の絶滅は今から約6,500万年前に起こった恐竜の大絶滅です。この絶滅に続く「6度目の大量絶滅」が既に起きていると警告を発している科学者もいます。このような絶滅の原因になっている危機としては、以下の4つがあります。



■ 開発など人間活動による危機

第1の危機は、計画的ではない土地の開発や河川の改変などによる生物の生息・生育地の改変、盗掘・乱獲など生物の個体数の減少など、人が引き起こす生物多様性への負の影響です。



第1の危機

無計画な土地の開発は、生物の生息・生育環境の損失につながります。

■ 自然に対するはたらきかけの縮小による危機

第2の危機は、人が手を入れて整備した里山里山が、ライフスタイルの変化により、自然へのはたらきかけが縮小したことで、竹林が拡大するなど、自然に対するはたらきかけが縮小することによる生物多様性への負の影響です。



第2の危機

人が手を入れて整備した里山の管理がされないことにより、竹林が拡大し、土砂崩れの発生などが懸念されます。

■ 人間により持ち込まれたものによる危機

第3の危機は、外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになって持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。



第3の危機

オオキンケイギク、ミシシippアカミミガメなど外来種の分布拡大、中小河川の水質汚濁が発生しています。

■ 地球環境の変化による危機

第4の危機は、地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など、地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。



第4の危機

気候変動により増加が懸念される洪水ですが、森林の水源涵養などの機能で緩和することが期待されます。

1-4 生物多様性の保全・持続可能な利用に関する動向

生物多様性の保全・持続可能な利用に関する世界、日本、静岡県、本市の動向を紹介します。

世界・日本の動向

■ 「生物多様性条約」の採択と「愛知目標」

野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息・生育環境の悪化が深刻なものとなってきたことから、1992（平成4）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性条約」が採択されました。

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

■ 「昆明モントリオール生物多様性枠組」と「30by30 目標」

愛知目標を引き継いだ「昆明モントリオール生物多様性枠組」が、2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められました。「昆明モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」、侵略的外来種の侵入率や定着率の半減など23のターゲット（行動目標）が掲げられました。

■ 「生物多様性基本法」の施行と「生物多様性国家戦略」の閣議決定

日本では「生物多様性基本法」が2008（平成20）年6月に施行されるとともに、愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されました。

また、「昆明モントリオール生物多様性枠組」を受けて、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023（令和5）年3月に閣議決定されました。

コラム



30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標です。日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されています。これを各30%にするために、①国立公園などの保護地域の拡張、②企業など民間の所有地を環境省が「自然共生サイト」として認定するOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の拡大を目指しています。30by30目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かなめぐみを取り戻すことを目的としています。



30by30

← 30by30 目標を実現するためのネットワーク「30by30 アライアンス」のロゴマーク。カエルの化身をイメージしています。

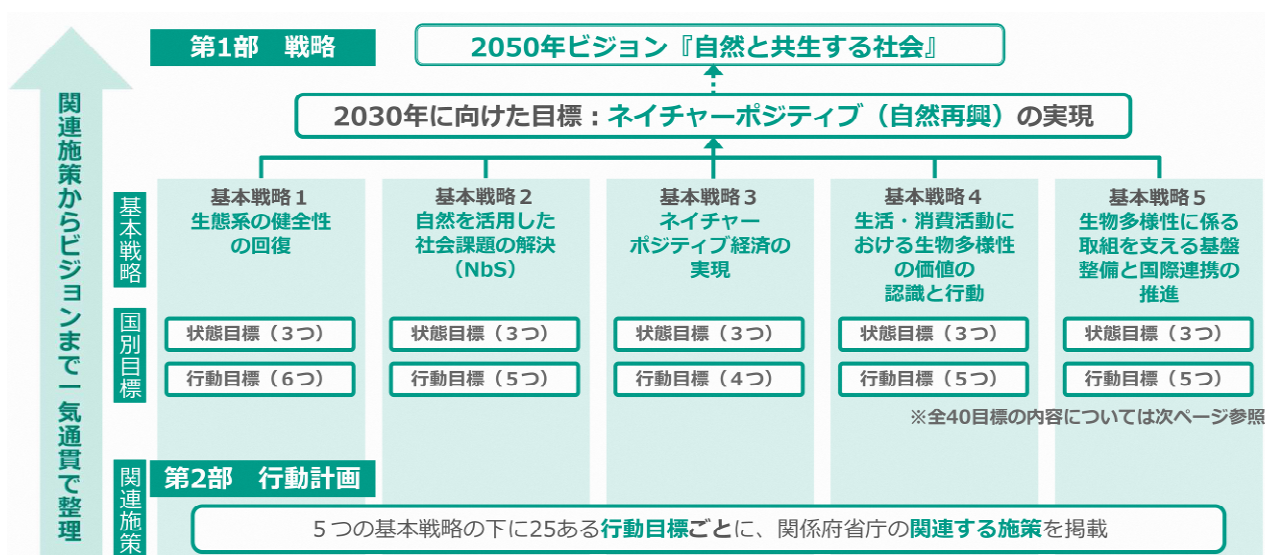
コラム



生物多様性国家戦略 2023-2030

2023（令和5）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応した新たな国家戦略です。2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り、活用するための戦略として策定されました。この戦略は、「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示すものです。以下の3点がポイントとなります。

- ①生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的に対応すること、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ②30by30目標の達成などの取組により健全な生態系を確保し、自然のめぐみを維持回復
- ③自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進



「生物多様性国家戦略 2023-2030」の骨格

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要】

コラム



TNFD とネイチャーポジティブ経済の実現

2030（令和12）年までに生物多様性の損失をゼロにし、生物多様性を回復させるという国際的な機運が高まっています。この機会を捉え、金融界や企業にも生物多様性に配慮するだけでなく、回復を目指す動き（ネイチャーポジティブ）が求められるようになってきました。「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、基本戦略のひとつに「ネイチャーポジティブ経済の実現」があげられています。また、2021（令和3）年6月には、国連開発計画（UNDP）など4機関が国際的なイニシアティブ「TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）」を立ち上げ、企業の生物多様性・自然資本に関する管理や情報開示のしくみづくりを行っています。このような企業による生物多様性・自然資本に関する情報開示が進むことで、ネイチャーポジティブ経済の実現に近づくものと期待されています。

県の動向

■「静岡県レッドデータブック」の公表・改訂

静岡県では、絶滅のおそれのある野生生物についての理解を深め、適切な保護・保全を進めるため、2004（平成16）年3月に「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—」を公表しました。その後、2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に情報の改訂を行い、「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—<動物編><植物・菌類編>」として発行しました。



■「静岡県希少野生動植物保護条例」の施行

静岡県では、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、2011（平成23）年4月に「静岡県希少野生動植物保護条例」を施行しました。これまでカワバタモロコヤアカウミガメなど11種が指定希少野生動植物に指定され、保護活動が進められています。

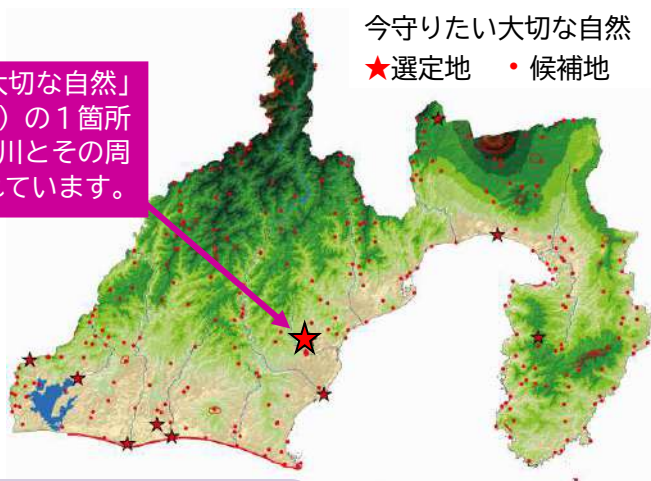
■「ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定

静岡県の多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、静岡県は2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、2023（令和5）年3月に改定を行いました。

また、同戦略では「今守りたい大切な自然」として県内10箇所が掲載されており、そのうちの1箇所に本市の「藪田川とその周辺」が選定されています。



「今守りたい大切な自然」（県内10箇所）の1箇所に本市の「藪田川とその周辺」が選定されています。



市の動向

■「第3次藤枝市環境基本計画」の策定

本市では、2021（令和3）年3月に「第3次藤枝市環境基本計画」を策定しました。計画に掲げた7つの方針のうち、「方針4 身近な自然環境の保全～豊かな自然の恵みを享受し、継承します～」に基づいて、生物多様性を含めた自然環境の保全に関する取組を推進しています。



第2節 生物多様性ふじえだ戦略とは



2-1 戦略の目的

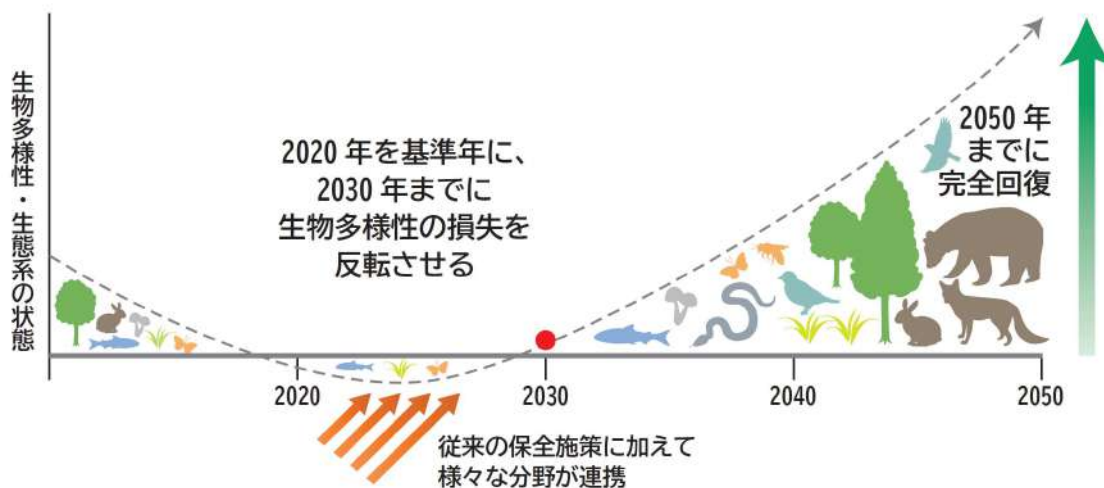
世界や国の動向を踏まえ、本市でも生物多様性に関わる取組をより一層進めるため、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性ふじえだ戦略」（以後、本戦略という。）を策定し、生物多様性の損失を止め、反転させるための行動を促す「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を目指します。

コラム



ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」をいいます。日本の生物多様性は現在も損失傾向（マイナス傾向）が継続しており、この傾向を回復軌道に転じさせること（プラスへ回復）が必要です。そのためには、生物多様性損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことが重要となっています。



2030年までのネイチャーポジティブに向けたイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）を参考に作成】

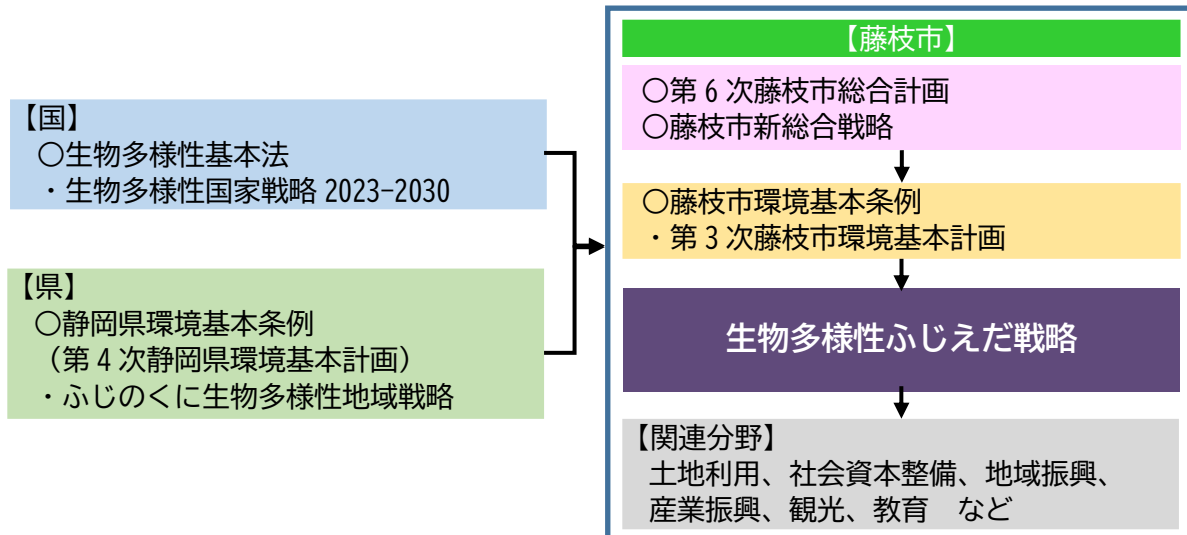


蓮華寺池公園からの眺め

2-2 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」の第13条に基づく生物多様性地域戦略に位置づけます。また、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」、静岡県の「ふじのくに生物多様性地域戦略」を踏まえつつ、本市の地域特性に応じた戦略とします。

「藤枝市環境基本条例」に基づく「第3次藤枝市環境基本計画」の方針4「身近な自然環境の保全～豊かな自然のめぐみを楽しみ、継承します～」に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の指針とします。また、「第6次藤枝市総合計画」「第3次藤枝市環境基本計画」などの上位計画と整合を図ります。



2-3 戦略の期間

2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。
また、取組の状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

2-4 戦略の対象とする区域

藤枝市全域とします。

2-5 戦略の推進主体

本戦略を推進する主体は、市民・事業者・行政など、本市に関連する全てとします。
各主体の役割は、「第5章 戦略の推進システム」に詳しく記載します。

2-6 策定方針

国が2023（令和5）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」では、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が2030（令和12）年に向けた目標として掲げられています。そのため、本戦略では、生物多様性についての考え方の変化を踏まえたうえで、現在起きている生物多様性に対する危機を回避し、持続的な利用を推進するとともに、市民、事業者、行政それぞれの行動変容を促すため、各主体の役割を示す内容とします。

コラム



生物多様性保全の考え方の変化

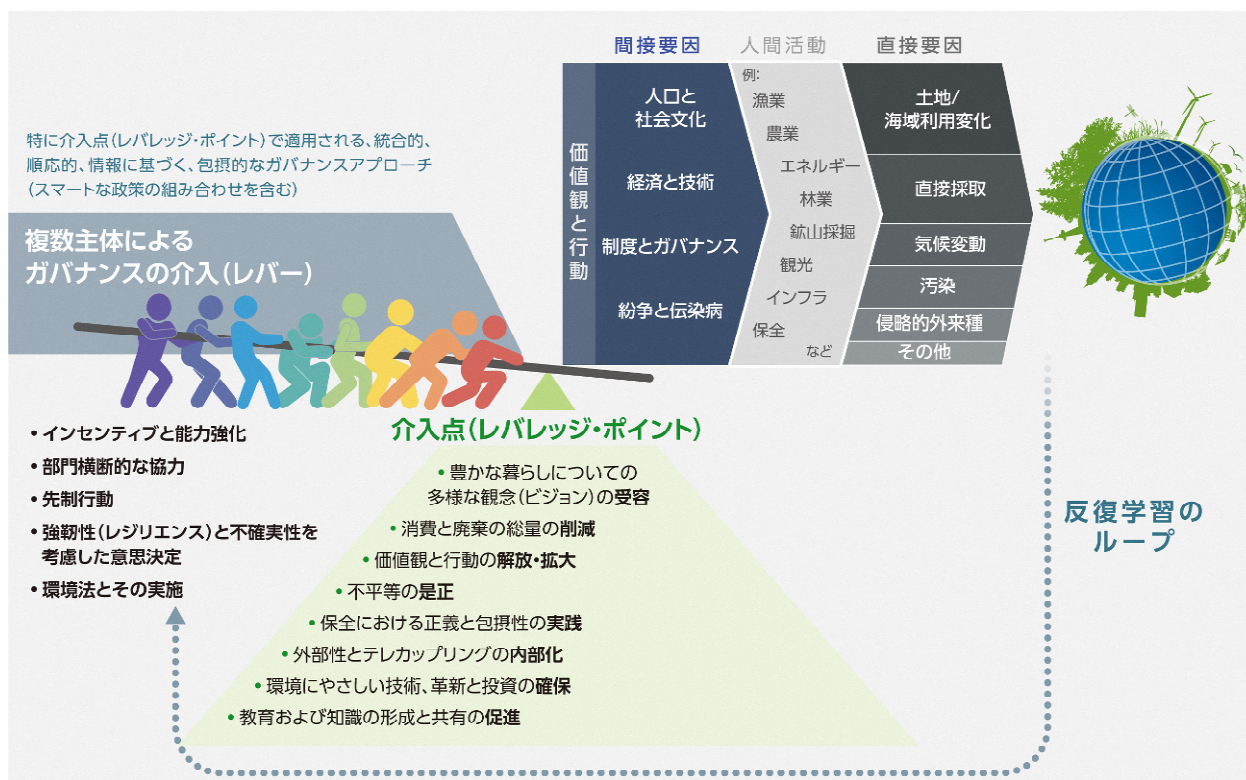
1993（平成5）年に「生物多様性条約」が発効して以降、生物多様性保全の考え方は以下のような発想の転換がありました。

①「生態系サービス」の考え方の導入

生物多様性は生態系サービスを産み出す源泉として位置づけられたことにより、将来にわたって生態系サービスを楽しむためには、その源となる生物多様性の保全が重要であることが示されました。

②生物多様性の損失及び生態系サービスの劣化を止めるためには「社会変革」が必要

生物多様性損失の直接的な要因である、土地利用の変化や気候変動、汚染、侵略的外来種などの問題が生じるのは、農林水産業やインフラ整備などの様々な人間活動の結果であり、その背景には人口の増減や社会文化、経済などの間接的な要因があります。持続可能な社会の構築に向けて、個人と社会の価値観と行動を変えていく必要があるとされていますが、その際、特に効き目のある介入点（レバレッジポイント）があり、例えば「消費と廃棄の総量」「教育」などが掲げられています。こうした介入点に効果的な施策を行えば、社会全体を変革していくことにつながられる可能性があります。



地球の持続可能性に向けた社会変革

【資料：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策意思決定者向け要約】

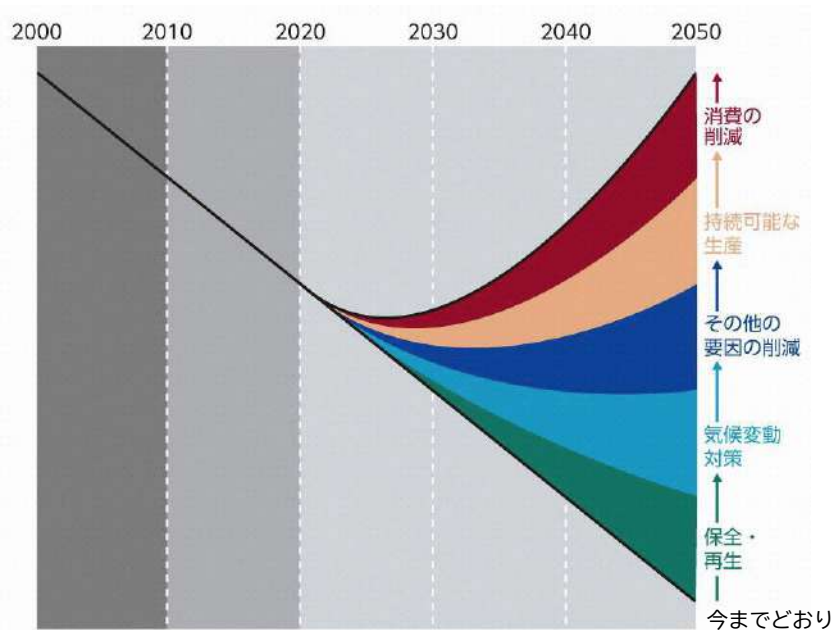
コラム



生物多様性の損失を減らし回復させる行動の内訳

2020（令和2）年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」では、生物多様性は衰退しており、現状のままでは低下し続けると予測されています。

しかし、①生態系の保全と回復の強化、②気候変動の緩和、③汚染や侵略的外来種及び乱獲に対する行動、④財とサービス、特に食品のより持続可能な生産、⑤消費と廃棄物の削減など、様々な行動分野を組み合わせることで、生物多様性の低下を止めて逆転させ、2030（令和12）年以降には生物多様性は増加につながる可能性があるとしています。



生物多様性の損失を減らし回復させる行動の内訳

【資料：地球規模生物多様性概況第5版（GB05）】

生物多様性の損失を減らし、回復させるためには、主に下記の3つの視点での取組が必要です。

- ・循環経済（サーキュラーエコノミー）
- ・脱炭素社会（ゼロカーボン）
- ・自然再興（ネイチャーポジティブ）

この3つの視点に関する具体的な取組としては、下記のような取組をはじめ、広く環境に関する取組が生物多様性の回復・増加につながります。

【本市の取組例】

- ・エコアクション21
- ・廃プラ・食品ロス対策
- ・ゼロカーボンシティ表明
- ・気候変動への適応
- ・環境人材の育成

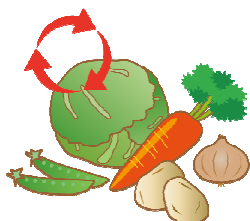
コラム



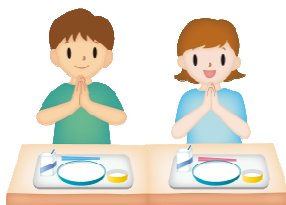
生物多様性に関する行動変容

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、行動目標 4-3 として「国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す」を掲げています。人々が意識や行動を見直し、自発的に生物多様性の保全・持続可能な利用を実践するためには、そのきっかけとなる情報や体験、実際に行動を起こす場の提供などが必要となります。

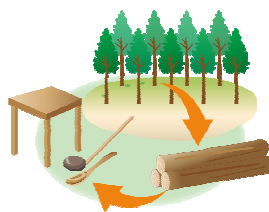
市民・事業者の皆さんに期待される行動変容には、以下のようなものがあります。



地産地消の推進



食品ロス削減・
エシカル消費の推進



木材などの再生可能な
製品の優先的な購入



生物多様性に配慮した
環境ラベル製品・
認証品の購入

コラム



身近な取組も生物多様性の保全につながります！

生物多様性の保全の取組は、生物を保護するなどの直接的な取組をするだけでなく、日々の生活を環境負荷の少ない生活に変えることで、結果的に生物多様性の保全につながります。

例えば、本市では、2023（令和5）年3月に「藤枝市食品ロス削減推進計画」を策定し、更なる食品ロス削減の推進に取り組んでいます。日々の生活の中で食品ロスを削減することで、廃棄物の発生が抑制され、運搬や焼却時の二酸化炭素の削減や、焼却灰の埋め立て量の減少など、環境負荷の軽減につながります。それにより、今ある自然や気候が保たれ、生物が生息する環境が保たれることとなります。

このように、一見生物多様性と直接関連があるように見えないことでも、環境と生物多様性は関連が深いので、環境に優しい生活が生物多様性の保全につながります。

食品ロスを減らそう!

もったいない! 賢い行動で食品ロスを削減しましょう!

- 冷蔵庫を定期的にチェック**
中身を確認して、無駄なく使いましょう
- おいしく食べ切る**
食べられる量を守って残さず食べよう
- ドギーバッグ**
飲食店での食べ残しは可能な範囲で持ち帰ろう
- てまえどり**
てまえて、すぐに食べられるものを手前がとろう

知っていますか? ~賞味期限と消費期限のちがいを~

賞味期限
おいしく食べられる期限 (おいしい例やす)

消費期限
過ぎたら食べない方がよい期限 (安全に食べられる期限)

藤枝市 Fujikide Local 100% 藤枝市 環境政策課 ☎054-643-3183

第2章 生物多様性の現状と課題

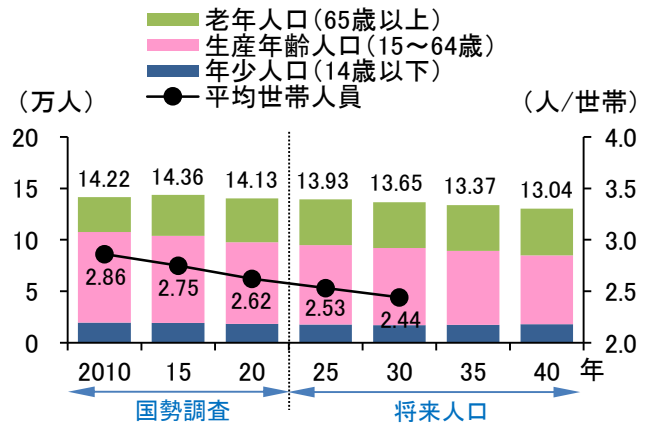


第1節 市の概況



■人口 | 今後も進む核家族化と少子高齢化

- 国勢調査によると、本市の総人口は減少傾向にあり、2020（令和2）年は141,342人でした。また、平均世帯人員が減少する「核家族化」、高齢人口の増加と年少人口の減少が進む「少子高齢化」が進行しています。
- 「第6次藤枝市総合計画」では、本市の人口は今後も減少し、少子高齢化がさらに進行すると推計されています。

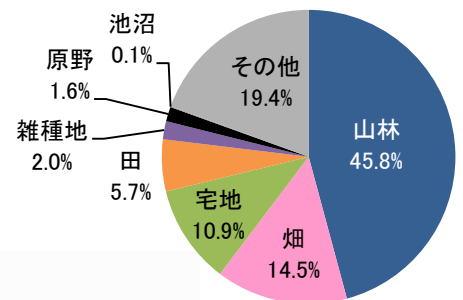


年齢別人口動向と将来展望（目標）人口

【資料：国勢調査、第6次藤枝市総合計画】

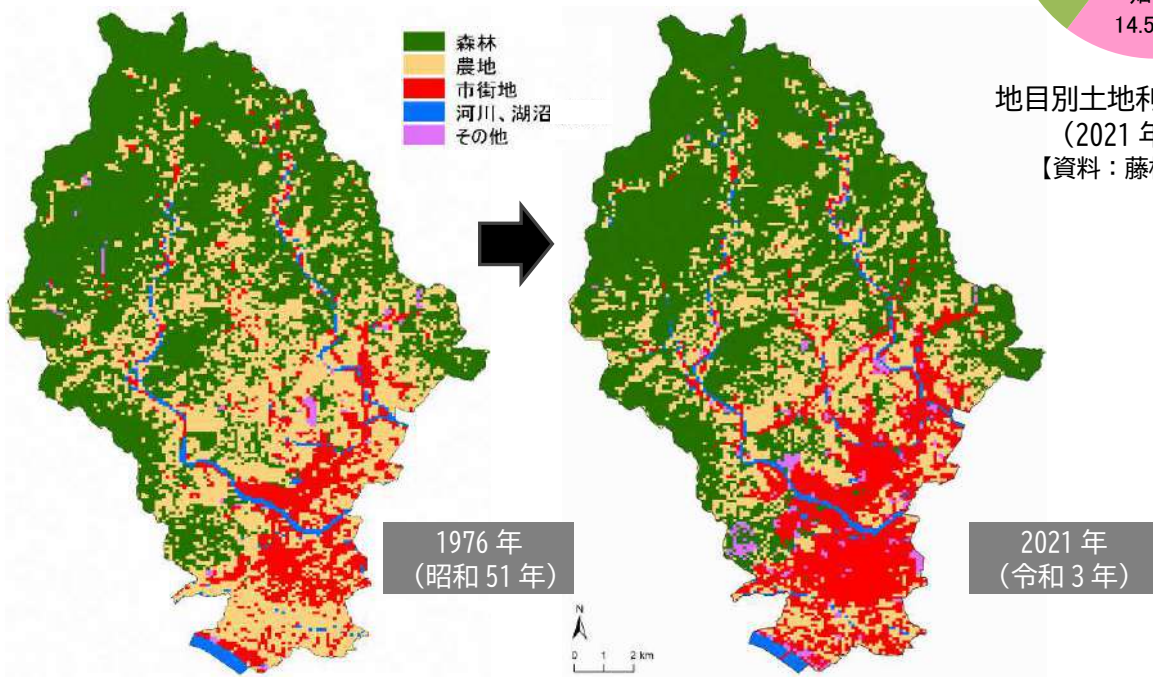
■土地利用 | 市街地の拡大と農地の減少

- 2021（令和3）年における本市の土地利用の状況は、総面積194.06km²のうち、山林が45.8%と約半分を占めており、次いで畑が14.5%、宅地が10.9%、田が5.7%となっています。
- 1976（昭和51）年と2021（令和3）年の土地利用の変遷をみると、市南部の市街地が拡大していることがわかります。



地目別土地利用面積（2021年）

【資料：藤枝市統計書】



土地利用の変遷

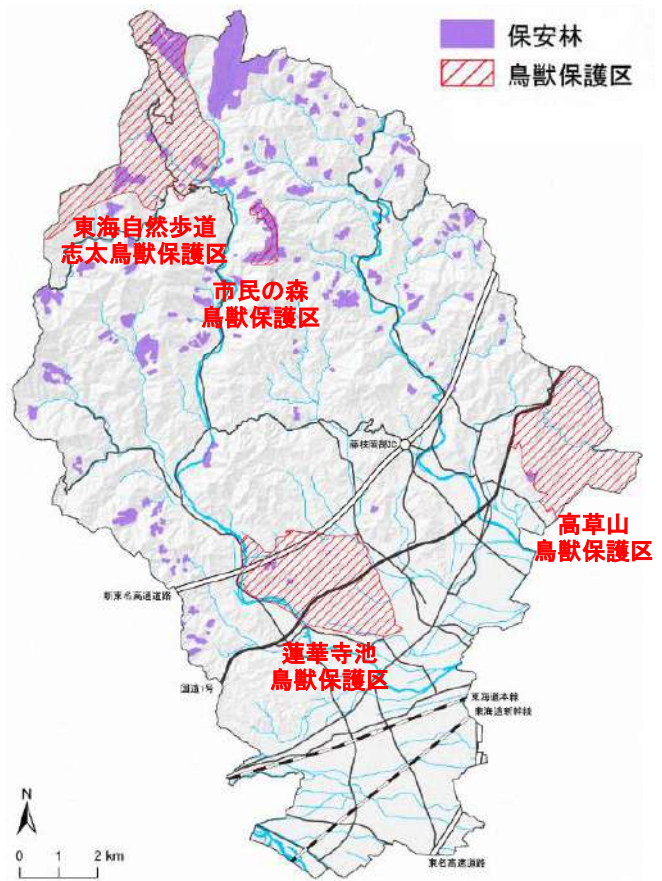
【資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

■法指定区域 | 保安林や鳥獣保護区の指定

- 本市には、保安林や鳥獣保護区の指定を受けている地域があります。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。
- 鳥獣保護区は市内に4箇所（市民の森、蓮華寺池、高草山、東海自然歩道志太）あり、区域内では狩猟が禁止されています。

■産業 | 第1次産業の人口減少

- 本市では、第2次産業及び第3次産業の就業者数が若干増加し、第1次産業は減少傾向が続いています。
- 産業別就業者数は製造業が最も多く、次いで、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業の順となっています。



保安林・鳥獣保護区

【資料：国土数値情報、静岡県鳥獣保護区等位置図】

■観光 | 年間124万人の観光交流客数

- 2021（令和3）年度に本市を訪れた観光交流客数は約124万人でした。市内では、「藤まつり」「金比羅山・瀬戸川桜まつり」「藤枝花火大会」が主要行祭事としてあげられています。「藤まつり」「金比羅山・瀬戸川桜まつり」などは、生物多様性のめぐみを感じられる催しとなっています。
- 本市では、農山漁村を訪問して、その地域の自然や歴史文化、人々との交流を楽しむ余暇活動「グリーン・ツーリズム」を推進しており、「ふじえだグリーン・ツーリズムガイド」などを発行しています。



藤まつり（蓮華寺池公園）



金比羅山・瀬戸川桜まつり

第2節 人との関わり



■環境教育・環境学習 | 人材育成や副読本の配布

- 本市では、環境学習講座を実施するとともに、啓発・指導ができる人材となる市民を育成する「エコマイスター育成事業」を実施しており、2022（令和4）年度までに93人を認定しました。
- 学校では、理科や社会の時間で環境教育を実施しているほか、環境学習副読本「ふじえだの自然」の配布を行っています。

■環境情報 | 「ふじえだの環境」などにより生物多様性に関する情報を提供

- 「ふじえだの環境」や市のホームページなどで、生物多様性に関する環境情報の提供を行っています。

■環境保全活動 | 多くの主体による活動

- 市内では、多くの市民・事業者・民間団体が森林の整備や里山保全のための環境学習会など、様々な活動・イベントを行っています。

■人と自然とのふれあい | 自然とふれあえる場が市内に広く分布

- 自然観察・ハイキングや水辺・湧水での水とのふれあい、桜や紅葉など植物観賞できるような人と自然とのふれあいの場が数多く分布しています。特に蓮華寺池公園は、市街地に隣接した自然豊かな公園であり、探鳥会などの自然観察や散策など、市内外から多くの人に利用されています。

■文化財・巨樹・巨木林 | 天然記念物や古木が分布

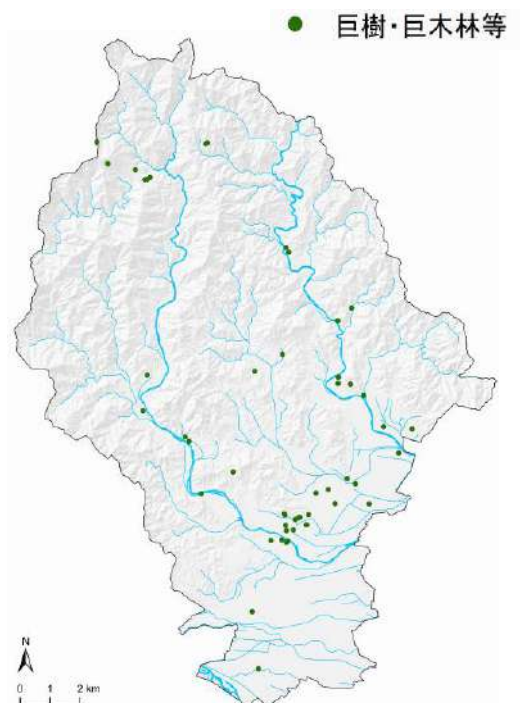
- 古木・巨樹・群生地などの生物に関連する天然記念物やその他の古木などは、県・市指定のものが合わせて14件（2023（令和5）年4月1日現在）あります。
- 巨樹・巨木林などの位置をみると、蓮華寺池周辺の社寺林や瀬戸川、朝比奈川沿いに多く分布しています。

■水質汚濁 | 水質の環境基準達成率は約86%

- 2022（令和4）年度において、環境基準が設定されている5河川9箇所（BOD75%値）の環境基準達成率は85.7%でした。
- 2022（令和4）年度の河川水生生物調査結果により、きれいな水が21地点、ややきれいな水が2地点、きたない水が9地点と評価されました。

■水循環 | 水源保全地域の指定

- 「静岡県水循環基本条例」に基づき、市内の地域森林計画対象の森林も「水源保全地域」に指定され、土地取引や開発行為をする際には事前に届出が必要となるなど、健全な水循環に向けた取組が進められています。



多く分布する巨樹・巨木
【資料：環境省生物多様性センター
データから作成】

第3節 生態系



■森林 | 市域の半分を占める森林

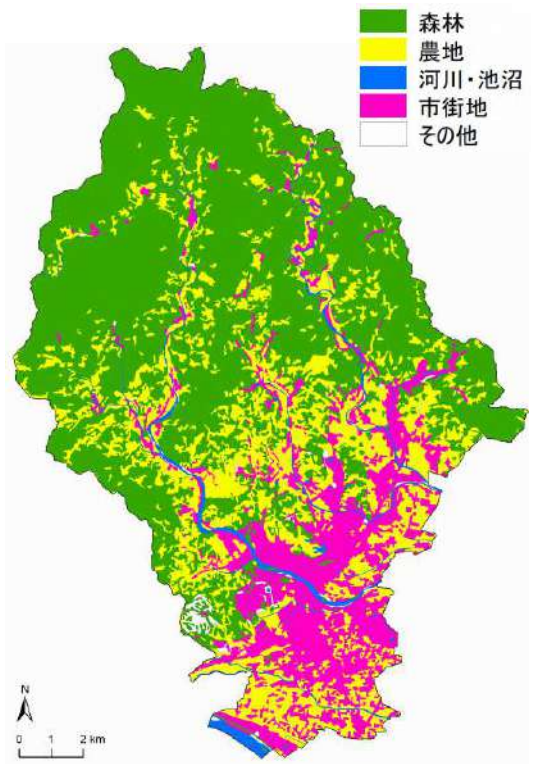
- 市北部から中央部は森林が広がり、森林率は約 47.5%（県平均は約 63.9%）です。森林のうち、人工林の割合は 62.7%（県平均は 58.8%）であり、人工林のうち約 42.8%は伐採して利用できる林齢となっています。

■竹林 | 竹林の拡大

- 放置竹林が森林や耕作地などへ侵入することにより、竹林面積が拡大しています。そのため、市では放置竹林の対策を実施しており、2022（令和 4）年度の放置竹林解消面積は 0.26ha でした。

■農地 | 荒廃農地、野生鳥獣による農業被害

- 2021（令和 3）年の農業産出額は米、みかんが多く、野菜ではいちご、レタス、トマトが多くなっています。
- 2022（令和 4）年度の荒廃農地解消アクションプラン活動実績における本市の荒廃農地面積は 169.4ha となっています。
- 2022（令和 4）年度の野生鳥獣による農作物への被害額は 8,834 千円で、イノシシによるものが全体の 68.9% となっています。
- 本市は、県内屈指の有機農業の先進市である強みを活かし、2023（令和 5）年 2 月 14 日に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。



生態系区分図

【資料：自然環境保全基礎調査（環境省）から作成】

■河川・湧水 | 大井川・瀬戸川・朝比奈川などの河川、蓮華寺池、湧水などの水辺

- 市内には、大井川、瀬戸川、朝比奈川などが流れているほか、蓮華寺池などのため池、青池や姥ヶ池などの湧水があります。



瀬戸川



姥ヶ池（湧水）



朝比奈川

■市街地 | 施設緑地、グリーンカーテン、ビオトープの創出

- 2015（平成 27）年 3 月末現在の施設緑地（供用）の面積は、都市公園が 106.8ha、公共施設緑地が 130.4ha、民間施設緑地が 31.4ha、合計 268.6ha です。
- 本市では、「グリーンカーテンコンテスト」を毎年度実施しています。「グリーンカーテン」の設置には、省エネのほか、市街地の緑を増やし、野鳥や昆虫など都市内の生物多様性の維持にも貢献します。
- 市内には、ビオトープを創出している事業所や民間団体があり、市街地及びその周辺地域の貴重な自然環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。

■重要な生物の生息・生育環境 | 藪田川とその周辺などの今守りたい大切な自然

○本市には、巨樹・巨木林など、特定植物群落、鳥獣保護区など、重要な生物の重要生息・生育環境があります。また、静岡県が選定している「今守りたい大切な自然」として、本市の「藪田川とその周辺」(湿地や小川に生息する湿地固有の生物相)が選定されています。



重要な生物の生息・生育環境

【資料：自然環境保全基礎調査（環境省）、国土数値情報、静岡県鳥獣保護区等位置図（2022年）、まもりたい静岡県の野生生物-静岡県レッドデータブック（静岡県、2004年）】

第4節 動植物

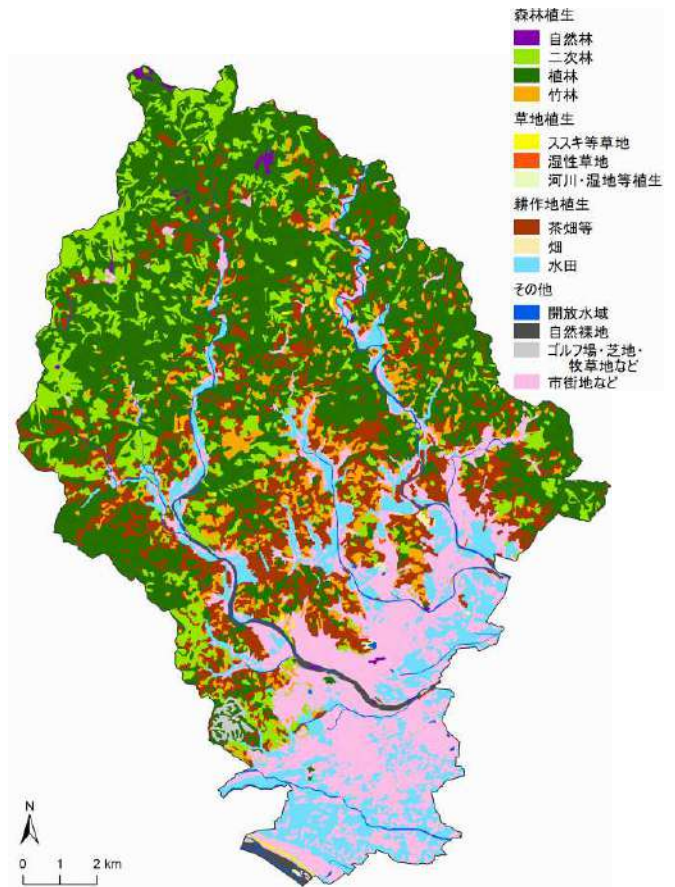


■ 植生 | 広い面積を占める植林と二次林

- 本市の山地の大部分は植林（スギやヒノキなどの人工林）と樹園地（茶畑や果樹園）で占められています。
- 常緑広葉樹林や落葉広葉樹林といった二次林が多く、自然林はあまりみられません。

■ 絶滅の可能性のある動植物 | 177 種を確認

- 本市では、絶滅の可能性のある動植物として、合計 177 種（植物 92 種、哺乳類 4 種、鳥類 24 種、爬虫類 6 種、両生類 10 種、魚類 12 種、昆虫類 18 種、貝類 7 種、クモ類 4 種）が確認されています（静岡県レッドデータブックをベース）。
- カワバタモロコ、ミナミメダカなどの絶滅危惧 IA 類、アカザなどの絶滅危惧 IB 類、キキョウ、キスミレなどの絶滅危惧 II 類、オオタカ、トノサマガエルなどの準絶滅危惧が確認されています。
- カワバタモロコは、県の「指定希少野生動植物」に指定されており、捕獲が禁止されています。



植生図

【資料：自然環境保全基礎調査（環境省）】



カワバタモロコ



ミナミメダカ



アカザ



キスミレ

■ 外来種 | 特定外来生物を 15 種確認

- 本市ではこれまでに、オオキンケイギク、カダヤシ、オオクチバスなど 15 種の特定外来生物、ミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニなど 2 種の条件付特定外来生物のほか、スクミリンゴガイなどの「生態系被害防止外来種」もみられます。



オオキンケイギク



オオクチバス



ミシシippアカミミガメ



スクミリンゴガイ(卵塊)

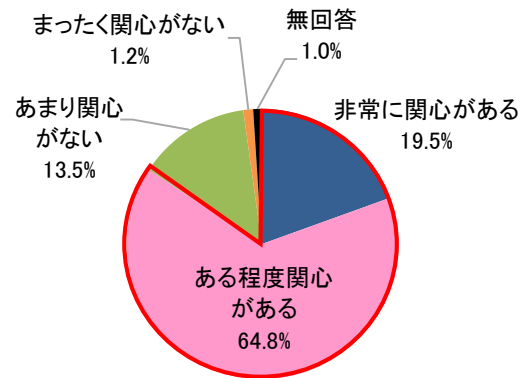
第5節 市民・事業者の意識



2022（令和4）年度に実施した「藤枝市生物多様性地域戦略に関するアンケート*」（市民対象、事業者対象）の結果は以下のとおりです。

■自然への関心度【市民】

○ 自然についての関心度については、「ある程度関心がある」（64.8%）が最も多く、「非常に関心がある」（19.5%）を合わせて、84.3%の市民が「関心がある」と回答しました。多くの市民が自然に関心を持っていることがわかります。

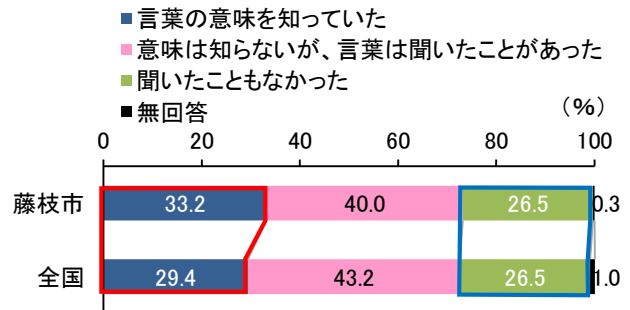


市民の84.3%が関心あり

■生物多様性の言葉の認知度【市民】

○ 「生物多様性」の「言葉の意味を知っていた」は33.2%でした。全国平均よりも3.8ポイント高くなっています。

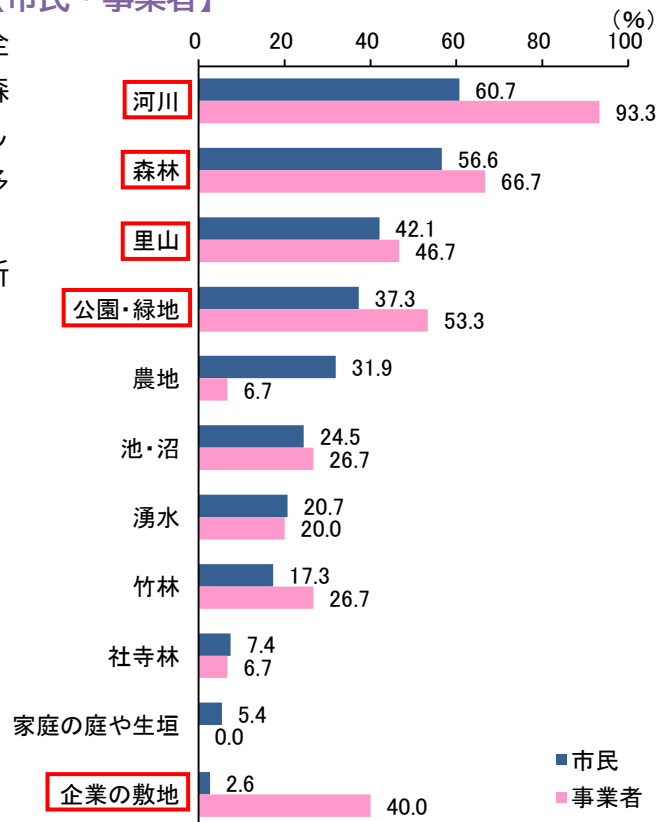
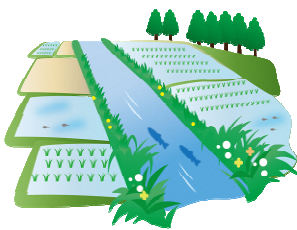
○ また、「聞いたこともなかった」も26.5%であり、「生物多様性」という言葉が、一部の市民にはまだ浸透していないことがわかります。



■生物多様性の保全が望ましい場所や環境【市民・事業者】

○ 重要な生物の生息・生育環境の中で重点的に保全していくことが望ましい環境として、「河川」「森林」「里山」「公園・緑地」などが多くあがりました。また、事業者は、「企業の敷地」の回答も多くなっています。

○ 市民や事業者の多くが、河川や森林を大切な場所であると感じていることがわかります。

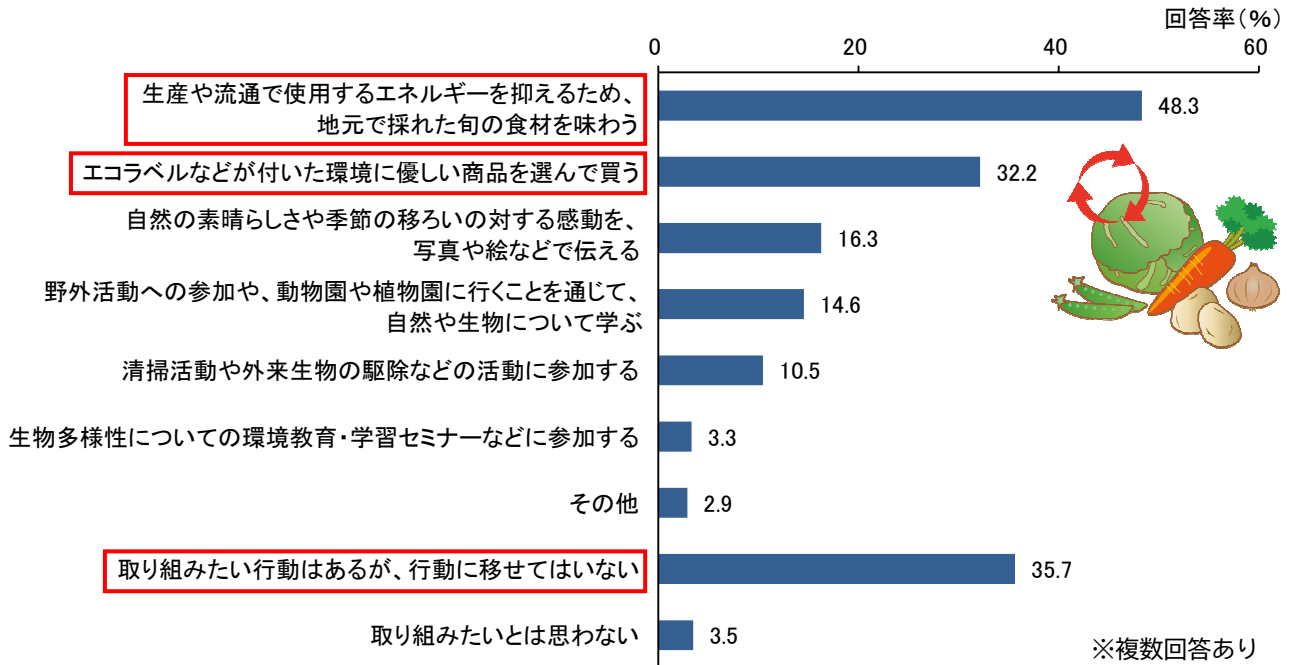


※複数回答あり

* 「藤枝市生物多様性地域戦略に関するアンケート」
 ・ 2022（令和4）年度実施
 ・ 市民対象（18歳以上）：回答数687人（回答率34.3%）
 ・ 事業者対象：回答数15社（回答率65.2%）

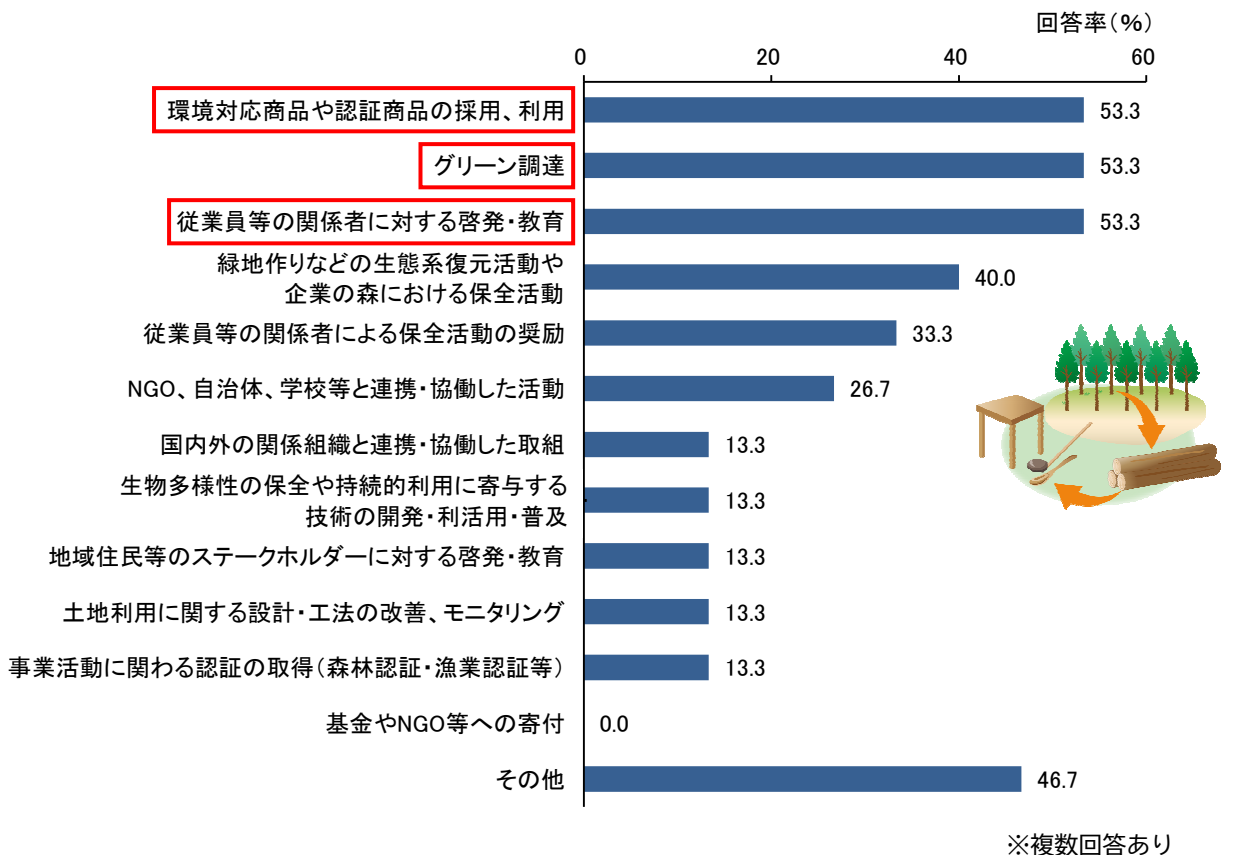
■生物多様性保全に貢献する行動【市民】

○ 生物多様性の保全に貢献する行動として、「生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう」(48.3%)、「エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買う」(32.2%)が多くあげられている一方、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」(35.7%)という回答も多くあげられました。



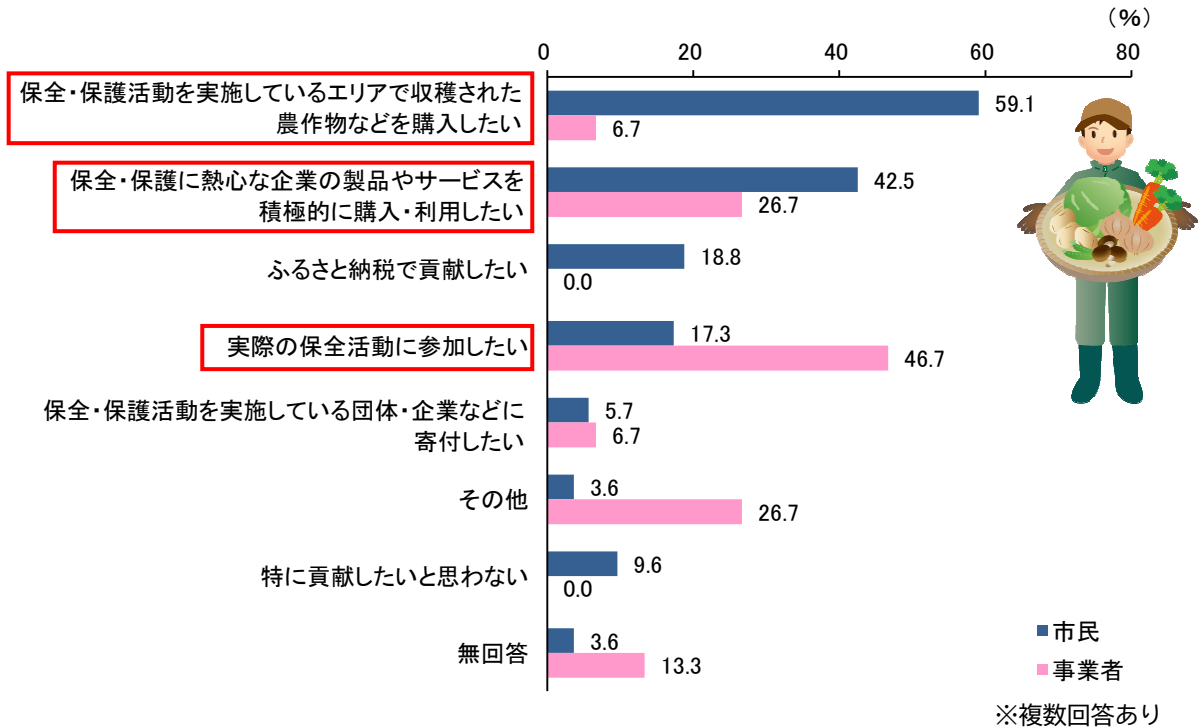
■生物多様性保全に貢献する行動【事業者】

○ 生物多様性保全に貢献する行動として、「環境対応商品や認証商品の採用、利用」「グリーン調達」「従業員等の関係者に対する啓発・教育」(各 53.3%)が多くあげられました。



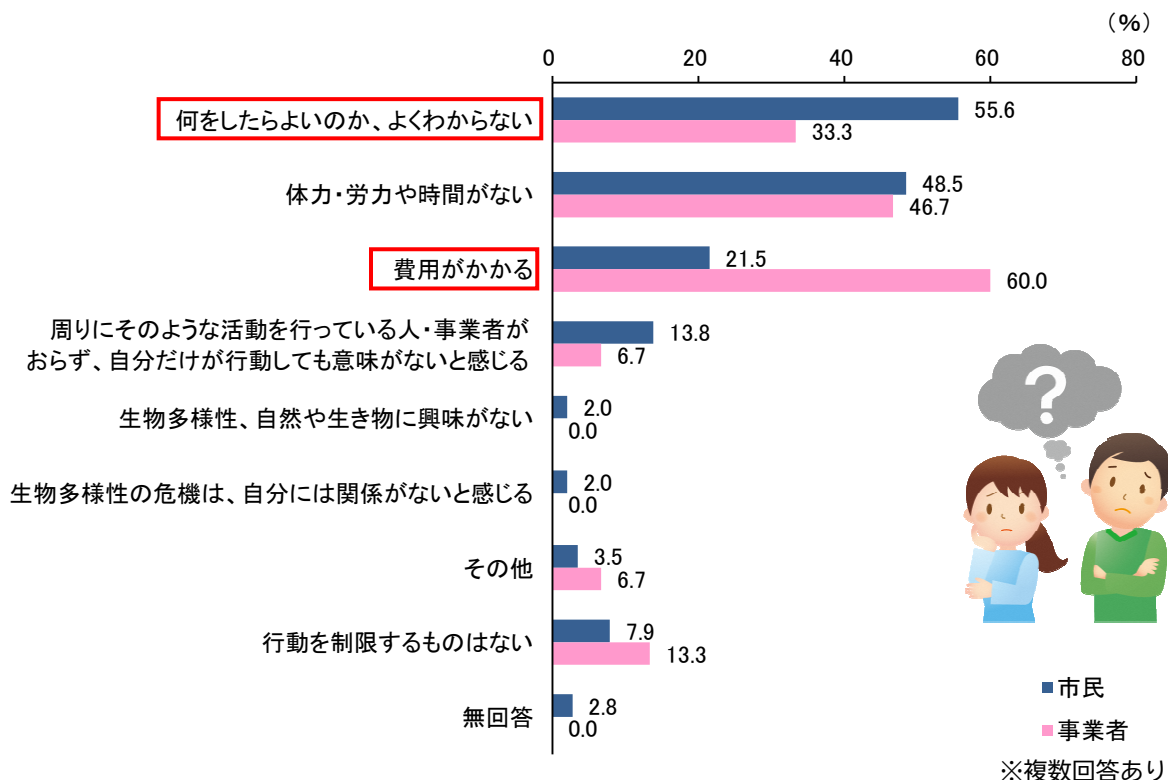
■生物多様性保全のために参加したい活動【市民・事業者】

○生物多様性保全のために参加したい活動として、市民は「保全・保護活動を実施しているエリアで収穫された農作物などを購入したい」(59.1%)、「保全・保護に熱心な企業の製品やサービスを積極的に購入・利用したい」(42.5%)が多く、事業者は「実際の保全活動に参加したい」(46.7%)が多くなっています。



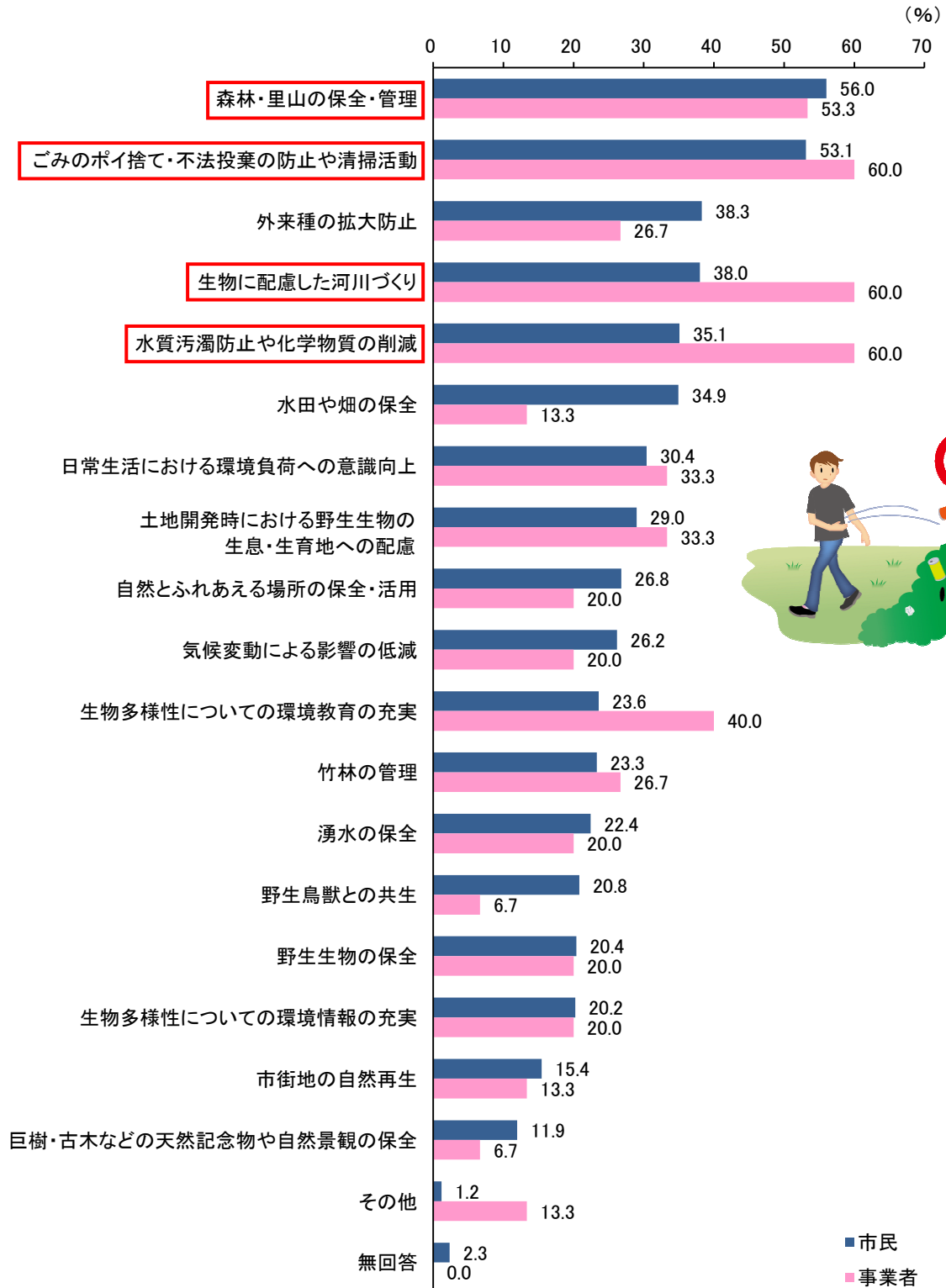
■生物多様性保全活動を制限する要因【市民・事業者】

○生物多様性の保全に貢献する行動を制限する要因として、市民は「何をしたらよいのか、よくわからない」(55.6%)、事業者は「費用がかかる」(60.0%)が最も多くなっています。



■生物多様性を保全していくための施策・取組【市民・事業者】

- 生物多様性を保全していくための施策・取組として、市民・事業者ともに「森林・里山の保全・管理」（市民 56.0%、事業者 53.3%）、「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止や清掃活動」（市民 53.1%、事業者 60.0%）が多くあげられました。
- 事業者は「生物に配慮した河川づくり」「水質汚濁防止や化学物質の削減」（各 60.0%）が多くなっています。



■市民
■事業者
※複数回答あり

第6節 生物多様性に関する課題



6-1 人との関わり

| | |
|----------|---|
| 環境教育 | ○ エコマイスターなどと連携し、あらゆる世代を対象として生物多様性に関する環境教育を充実させ、生物多様性への意識（生物多様性のめぐみにより産業や暮らしが成り立っていることなど）を高めていく必要があります。 |
| 環境情報 | ○ 地球温暖化や廃棄物対策の分野と同様、生物多様性の保全に関する市から市民への情報提供を充実させていく必要があります。 ○ 本市の生物多様性について知ることができる資料の充実が必要です。 |
| 環境保全活動 | ○ 生物多様性の保全・活用に向けた市民・事業者・民間団体の取組を拡大していく必要があります。 |
| 自然とのふれあい | ○ 人と自然とのふれあいの場を環境教育や観光に活かしていく必要があります。 ○ 蓮華寺池公園をはじめとした公園・緑地を、身近な人と自然とのふれあいの場として活用するとともに、地域特性を活かした自然再生が必要です。 |
| 水環境・有害物質 | ○ 環境への負荷を低減し、水質の向上などに努める必要があります。 |

6-2 生態系

| | |
|---------------|--|
| 森林 | ○ 多くの人工林が伐採適期にありますが、管理が行き届いておらず、さらに竹林が拡大しているため、森林の適正管理を図る必要があります。 ○ 森林や竹林の保全・管理を持続的に推進していくため、地域活性化につながるしくみづくりが必要です。 |
| 農地 | ○ 荒廃農地の拡大や、鳥獣による農業被害が出ているため、農地や有害鳥獣の適正管理を図る必要があります。 |
| 水辺 | ○ 気候変動による大雨などの災害の激甚化により、災害に強い河川環境などが必要とされる中で、多自然河川づくり*や生物に配慮した河川工事なども考慮していく必要があります。 ○ 生物の重要な生息・生育地になっている池や湧水を保全していく必要があります。 |
| 市街地 | ○ 市街地の緑地を保全・創造していく必要があります。 |
| 重要な生物の生息・生育環境 | ○ 重要な生物の生息・生育環境やビオトープなどの情報を蓄積し、その情報を保全のために活用していく必要があります。 |

*河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理。

6-3 動植物

| | |
|--------------|---|
| 動植物 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地でのカラスやムクドリ騒音・糞害、カワウやサギ類などが越冬せずに魚類を捕食する期間が長くなり、魚類が減少してしまう問題などが生じているため、対策を行う必要があります。 ○ 動植物の確認情報が不足しており、データの蓄積が必要です。 |
| 絶滅の可能性のある動植物 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 絶滅の可能性のある動植物が確認されているほか、重要な生物の生息・生育環境があるため、保護・保全する必要があります。 |
| 外来種 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定外来生物など多くの外来種の分布が確認されており、これ以上の拡大を防ぐための対策が必要です。 |
| 動物の適正管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物を飼うときのマナーの徹底、魚類や昆虫類など飼育動物の種の放流等による遺伝的かく乱などについての意識啓発が必要です。 |

6-4 市民・事業者の意識

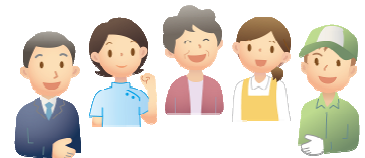
| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の84.3%は自然に関心を持っているものの、「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民は33.2%に留まっているため、生物多様性を様々な社会経済活動の中に組み込む「生物多様性の主流化」を推進していく必要があります。 ○ 35.7%の市民は生物多様性保全のための「取組を行動に移してはいない」と回答し、55.6%の市民は「何をしたらよいのか、よくわからない」と回答しているため、市民が行動できるためのしくみづくりが必要です。 <p>※「藤枝市生物多様性地域戦略に関するアンケート」結果による</p> |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は「実際の保全活動に参加したい」と考えている一方で、「費用がかかる」点が制限要因となっているため、事業者の活動を支援するための施策の検討が必要です。 |

コラム



これからの生物多様性地域戦略が目指すもの

生物多様性地域戦略は、地域の「生きもの保全計画」にとどまらず、以下のような視点を重要視した戦略としていくことが重要です。



- ①多様な自然を持続的に活用しながら、気候変動の緩和、自然災害防止、農業や観光の振興など、地域を元気にしたり、環境・社会・経済の課題を同時解決していくことを目指す必要があります。
- ②地域の生活や文化を支えている自然は、そこに住んでいる私たちが意識して守り育て、将来の世代へと引き継いでいく必要があります。試行錯誤のプロセスを楽しみながら、地域への愛着を持って取り組んでいくことが重要です。
- ③自然のめぐみは、あらゆる産業や主体と相互に関係しているため、限られた人だけで自然保護を行うのではなく、敷居を低く門戸を広くしながら、関係者の視野を広げていく必要があります。

第3章 戦略の目標



第1節 2050年ビジョンと目指す将来像



本戦略では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023（令和5）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」を共有します。

本戦略における本市の目指す将来像については、自然との共生の上に、現在の私たちを取り巻く環境が形成されており、これからも身近にある自然を大切にし関わりを持ち続けることが、継続した自然環境の保全につながることから、「身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ」とします。また、本市は、環境行動都市の実現を目指して、“もったいない”都市宣言を行っており、“もったいない”をキーワードに、「無駄のない暮らしの実現」「低炭素社会の実現」「地球市民としての行動」の実現に取り組んでいます。この宣言の中では、私たちの行動が自然の物質循環や生態系へ大きな影響を及ぼしていることを認識し、人にも地球にも優しく“もったいない”の精神をもって行動していくこととしていることから、環境日本一を目指す本市の方向性も合わせて、「もったいない」で進める「環境日本一のまち」の方向性も同時に示します。

【本市の目指す将来像】

ふじえだ
自然再興

“もったいない”で進める 環境日本一のまち
身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ

【2050年ビジョン】

国家戦略

自然と共生する社会

2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる社会を実現します。



コラム



“もったいない” 都市宣言

本市では、2006（平成18）年11月に「藤枝市もったいない運動推進計画」を策定し、2009（平成21）年12月20日には「“もったいない” 都市宣言」を行うなど、“もったいない”を合言葉にした環境に関する取組を推進しています。

＜“もったいない” 都市宣言＞

1. 先人の知恵である「もったいない」の精神に学び、無駄のない暮らしを実現します。
2. 「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会の実現を目指します。
3. 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、地球市民として行動します。



コラム



藤枝版ビオトープとは

「ビオトープ」というと、人工的につくった庭のようなイメージがありますが、本来「ビオトープ」とは、その地域にすむ様々な野生生物の生息・生育空間のことをいいます。そのためビオトープには、森林や農用地、河川など自然にある生物の生息・生育空間も含まれることとなり、それらを含めて広く生態系を近くで感じることができる場所を「藤枝版ビオトープ」と名づけています。

なお、市内にはビオトープを創出している事業所や民間団体が多数あり、市街地及びその周辺地域の貴重な自然環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。

近年、「30by30 目標」に向けて自然公園など法令による保護地域だけではなく、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）が注目されています。環境省では、OECMを「自然共生サイト」として登録する制度がスタートしました。本市でも、OECMに貢献する「自然共生サイト」への登録への機運を高めるため、本計画の重点プロジェクト「ふじえだ自然再興プロジェクト」（42～44 ページ）の「重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ」の中で、「藤枝版ビオトープ登録制度」の創設を予定しています。環境省の「自然共生サイト」の対象候補など、あらゆるタイプの環境が「藤枝版登録ビオトープ」の対象となります。

自然共生サイトの対象候補

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上緑化、試験・訓練のための草原 など

【資料：環境省・自然共生サイト】

第2節 基本方針



2-1 基本方針1 | 生物多様性の大切さを理解して行動する



若竹刈り

生物多様性を保全するためには、自然や生物と人との関わりを理解することが最も重要です。そのため、まずは子どもたちに自然や生物多様性の大切さを教えることで、未来の環境を守るために必要な知識や意識を育てます。また、生物多様性の重要性や関心を高めるため、環境情報を発信します。さらに、自然とふれあうことで自然や生物多様性に対する理解を深めることができます。これらの取組を通して、生物多様性の大切さを理解し、自ら積極的に行動する人を増やしていきます。

| 管理指標 | 現状 2022年度 (令和4年度) | 目標 2033年度 (令和15年度) |
|---|-------------------------|--------------------------|
| 「生物多様性」の言葉の認知度【市民】 「言葉の意味を知っていた」の回答率 | 33.2% | 60.0% |
| 環境学習講座※の年間参加者の割合 | 1.43% | 1.98% |

※環境学習講座の年間参加者指標は総人口に対する割合で設定してある。なお、人数はR4現状2,034人、R15目標を2,600人とする。

2-2 基本方針2 | 豊かな生態系を回復して活かす



青池の小川と桜

森林や農地は、多くの生物が生息・生育する場所であり、二酸化炭素の吸収や水源の保全などの役割も果たしています。また、水辺は環境と調和した河川の保全により、多様な生物の生息環境が創出されます。さらに、市街地では公園や緑地などの自然を回復することで、失われつつある生物多様性を保全することができます。

このような森林や農地、水辺、市街地など失われつつある生態系を回復し、質を高め、互いにつなげていくことで地域の活力としていきます。

| 管理指標 | 現状 2022年度 (令和4年度) | 目標 2033年度 (令和15年度) |
|----------------|-------------------------|--------------------------|
| 藤枝版ビオトープ※の登録面積 | - m ² | 345,800m ² |
| 污水处理人口普及率 | 79% | 86% |

※30ページのコラム、43ページの「重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ」を参照。

2-3 基本方針3 | 地域固有の生物を守り増やす



カワバタモロコ

本市には、身近な動植物のほか、絶滅の可能性のある種や外来種など、多くの生物が生息・生育しています。これらの種、種の遺伝子の多様性を確保するため、生物の調査・情報収集、絶滅の可能性のある種の保全と外来種の防除、適正なペットの飼養や遺伝的かく乱の防止などを行い、地域固有の生物を守り増やしていきます。

| 管理指標 | 現状 2022年度 (令和4年度) | 目標 2033年度 (令和15年度) |
|--|-------------------------|--------------------------|
| 地域固有の生物が守られている 藤枝版ビオトープ※の登録地点数 | - 地点 | 13 地点 |
| 市内の野生生物の絶滅種数 (静岡県版レッドリスト 2019 に掲載されている) | 1 種 | 1 種 |

※30 ページのコラム、43 ページの「重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ」を参照。

コラム



住友バークライトビオトープ「憩いの杜」

住友バークライト(株)は、静岡工場(高柳)の敷地内にビオトープ「憩いの杜」を造成し、2017(平成29)年4月より一般公開を開始しました。この「憩いの杜」では古代ハス「大賀ハス」をはじめ、ミナミメダカやヤマトタマムシ、カワセミ、オミナエシ、フジバカマ、ナデシコなど、昔から志太平野でみられる多様な生物が生息できる環境を保全しています。また、社員が小学校に出向き、生物多様性の重要性を学ぶ出前授業を実施、次の世代に繋ぐ活動にも積極的に取り組んでいます。

【資料提供：住友バークライト(株)】



第4章 戦略の取組

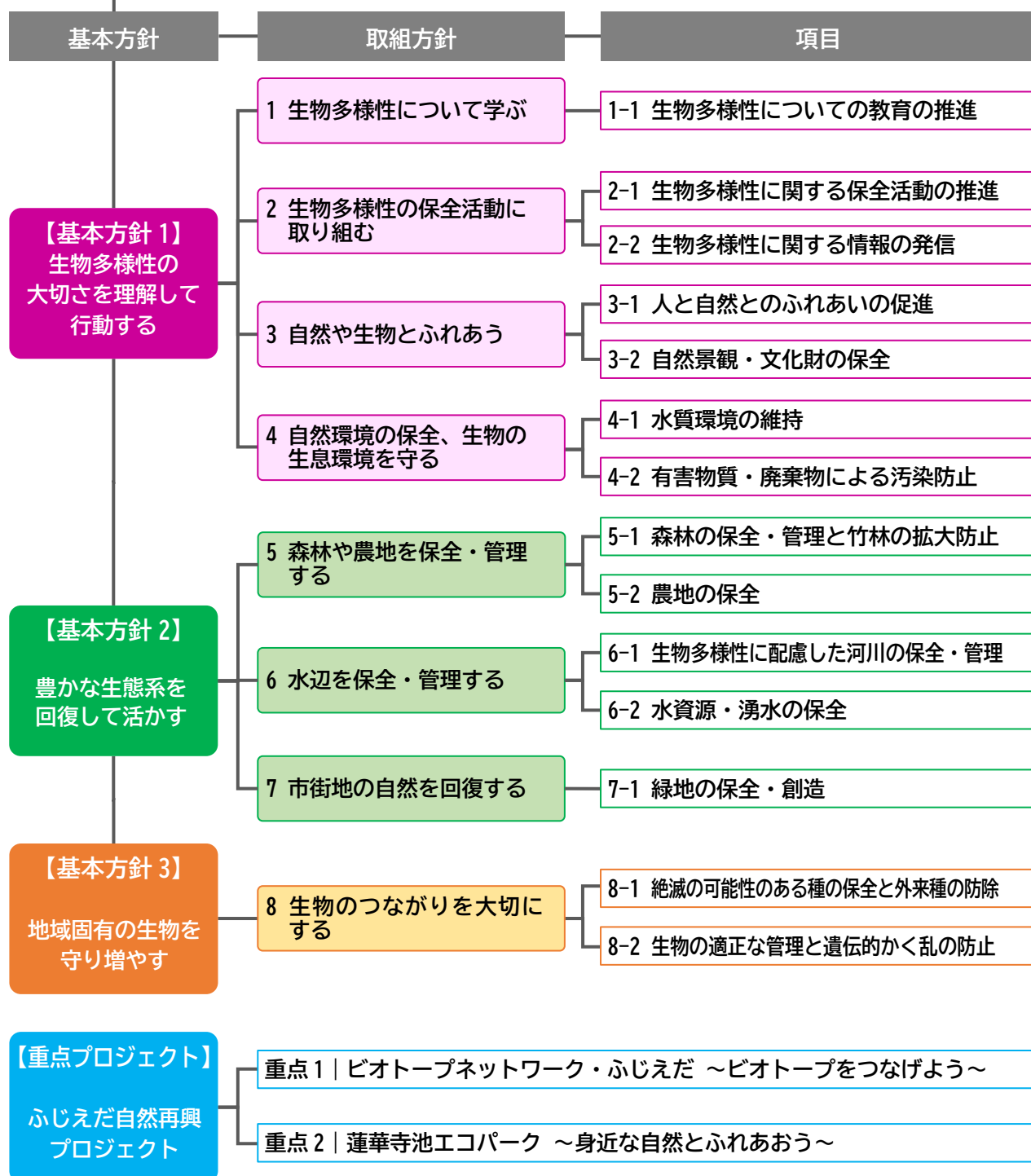


2050年ビジョン

自然と共生する社会（生物多様性国家戦略のビジョンを共有）

目指す将来像

“もったいない”で進める 環境日本一のまち
身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ



取組方針

1

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

生物多様性について学ぶ

| | | |
|---------------------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 4 質の高い教育 と学び続け られる環境を つくる | 10 多文化共生の まちをつくる | 15 豊かな自然を 守り共生する まちをつくる |
|---------------------------------------|------------------------|----------------------------------|

1-1 生物多様性についての教育の推進

- 生物多様性に関する啓発イベントの開催などを通じて、生物多様性の意識の醸成を図ります。
- 生物多様性に関する講座の開催などを通じて、生物多様性の知識をもつ人材の育成に努めます。
- こどもたちを対象とした環境学習講座や、環境体験ツアーなどを行います。
- 教育機関などと連携して、生物多様性に関わる学習を行います。



体験を通じた環境教育

市民の取組

- 生物多様性に関する啓発イベントや講座などへの参加に努めます。
- 生物多様性の教育への参加に努めます。
- 家庭において、積極的な生物多様性の教育・学習に努めます。



事業者の取組

- 講師としての参加や、自社の環境保全活動の紹介など、学校や地域における生物多様性の教育への参加に努めます。
- 従業員に対する生物多様性への理解と認識を高め、生物多様性保全の意識向上に努めます。



コラム



「滝沢ばんばあ」～アカザの伝説～



瀬戸川の昔話・伝説のひとつに「滝沢ばんばあ」があります。その昔、滝沢川の源流部に「山姥（やまんば）」が住んでいて人を襲うので、困った村人が御不動様にお祈りしたところ、山姥はアカザという魚にされてしまいました。

アカザの8本のひげは山姥の白髪に似ていて、毒のある背びれと腹びれの棘は、人を襲っていた荒々しい山姥を連想させます。このような昔話・伝説は、私たちが生物とどのような関わりをもってきたかを知るきっかけとなるため、今後も長く語り継いでいきたいものです。

【資料：令和版せと川物語（山田辰美・瀬戸川子どもの水辺協議会）】

取組方針

2

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

生物多様性の保全活動に取り組む

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる
17 あらゆる主体が協働・協賛するまちをつくる

2-1 生物多様性に関する保全活動の推進

- 事業者が行う生物多様性に関する取組への支援に努めます。
- 事業者などと協働し、生物多様性に関する取組を行います。
- 市民団体が行う生物多様性に関する取組を支援します。



2-2 生物多様性に関する情報の発信

- 環境や生物多様性に関する情報を整理し、ホームページなどで発信します。
- 生物多様性に関わりの深い場所、地域などの情報を収集し、発信します。
- イベントなどの開催時に、生物多様性に関する掲示などを行い、周知・啓発を行います。



市民の取組

- 生物多様性の保全に関する活動への参加に努めます。
- 生物多様性に関する情報の収集に努め、活用を図ります。
- 環境ラベルなどを参考にして生物多様性に配慮した製品の購入に努めます。



事業者の取組

- 原材料の調達、生産・加工、物流、販売、廃棄・リサイクル、資金調達などの各段階において、生物多様性についての関係や影響を適切に把握・開示し、保全対策を踏まえた事業活動に努めます。
- 生物多様性の保全に関する活動への参加に努めます。
- 生物多様性に関する情報の収集・発信に努めます。
- エコアクション 21 などの取得などにより、事業活動における生物多様性への配慮に努めます。
- 生物多様性に配慮した製品の販売・購入に努めます。

エコアクション 21



コラム

生物多様性の保全と持続可能な利用につながる商品につけられている環境ラベルとしては、右のようなものがあります。これらの環境ラベルがついた商品を積極的に選びましょう。

環境ラベル



FSC®森林認証

環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク



マリン・エコラベル・ジャパン

日本漁業の実情を踏まえ、資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物につけられるマーク



レインフォレスト・アライアンス

生態系、農業の管理、労働者の生活向上などの基準を満たした認証農園産の農産物につけられるマーク

取組方針

3

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

自然や生物とふれあう

14 河川の水質向上と農プラ対策を推進する

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる

3-1 人と自然とのふれあいの促進

- 自然を体感できるよう、ハイキングコースなどの維持整備を行います。
- 自然に親しむ体験イベントを開催します。
- 自然とふれあうイベントなどを行う団体の支援を行います。



3-2 自然景観・文化財の保全

- 旧東海道などの歴史景観を保全します。
- 文化財の維持管理を行います。



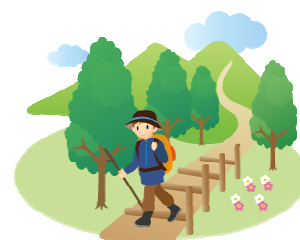
市民の取組

- 自然に親しむ体験イベントへの参加に努めます。
- 旧東海道などの歴史景観の保全に努めます。
- 文化財の維持管理に努めます。



事業者の取組

- ハイキングコースなどの自然を体感できる場所の整備や維持管理に協力します。
- 敷地内の緑地等で観察会を開催するなど、自然とのふれあいの促進に努めます。
- 旧東海道などの歴史景観の保全に努めます。
- 文化財の維持管理に努めます。



コラム



藤枝ネイチャーキッズ

「藤枝ネイチャーキッズ」は、藤枝の豊かな自然を活用した小学生高学年を対象とした体験教室です。講師の山田辰美さん（NPO 法人里の楽校代表、常葉大学名誉教授）とともに地域の自然を直接体験することで、環境や生活への興味や関心を高め、意欲の向上を促します。2023（令和5）年度のテーマは「ふるさとの森・川の自然探検」で、ホタル、里山（竹林）、どんぐり、アカザ（魚類）をテーマに体験教室が行われました。



瀬戸川での体験教室の様子

取組方針

4

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

自然環境の保全、生物の生息環境を守る

| | | |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 6 安全・安心な 水を提供する | 12 GRを推進し、 農薬物を 削減する | 14 河川の水質 向上と 農プラ対策を 推進する |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------|

4-1 水質環境の維持

- 事業所などからの排水の状況を把握するため、水質調査を行います。
- 污水处理人口普及率を増やします。



水質調査

4-2 有害物質・廃棄物による汚染防止

- 河川の水質を把握するため、水質検査を行います。
- 大気環境の把握のため、調査を行います。
- プラスチックをはじめとした廃棄物の適正処理を行います。



市民の取組

- 公共下水道、農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 油污れは紙でふき取り、洗剤は適量使用に努めます。
- 廃プラスチックなどのごみの削減のため、マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参や使い捨て商品の使用自粛に努めます。
- 地域の清掃活動への参加に努めます。



事業者の取組

- 排水の管理を徹底し、適正に処理します。
- 使い捨てプラスチック製品の使用抑制に努め、6Rの推進に努めます。
- 人工芝施設等からのマイクロプラスチック流出抑制に努めます。
- 地域の清掃活動への参加に努めます。



コラム



河川ごみ実態調査

毎年、数百万トンのプラスチックが陸から海へ流出して、このままだと2050（令和32）年には海の中のプラスチック量が魚の量より多くなると予想されています。海を漂流するごみの多くは、陸から川を通じて流出するごみが多くを占めているため、本市では2020（令和2）年度に「河川ごみ実態調査」を実施し市内の4河川（瀬戸川、朝比奈川、葉梨川、栃山川）における、ごみの散乱状況や水中のマイクロプラスチックを調査しました。その結果、ごみの散乱地点は、河川1kmあたり5.4地点であり、並行して行った栃山川取水口での回収で、最も多かったのはペットボトルでした。また、水中マイクロプラスチックの成分分析を行った結果、1m³あたり0.4個（全国平均は1.6個）でした。



取組方針

5

基本方針2 ▶豊かな生態系を回復して活かす

森林や農地を保全・管理する

2 食の安全を守り、持続可能な農業をつくる

13 地球温暖化対策を推進する

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる

5-1 森林の保全・管理と竹林の拡大防止

- 市民の森の整備を通して、身近な自然とふれあえる空間を創出します。
- 市民が森に親しむためのイベントを開催します。
- 二酸化炭素の吸収源や土砂災害の防止、水源涵養など、多様な機能をもつ森林の適切な保全や管理に努めます。
- 人が手を入れることにより、形成されてきた里山の環境保全を推進します。
- 竹林の伐採などにより、竹林対策を推進します。



5-2 農地の保全

- 洪水防止など農地の持つ多面的機能の保全の取組を行う団体を支援します。
- 荒廃農地の発生抑制及び解消を推進します。
- 有機栽培や農薬・肥料の低減など、環境に配慮した持続可能な農業を地域ぐるみで推進します。
- 農業用水路などの整備により、良好な農業環境を保全します。



市民の取組

- 森に親しむイベントや森林管理のボランティア活動への参加に努めます。
- 竹林や農地の適正な管理、竹林を利用した製品の販売・購入に努めます。
- 環境に配慮した持続可能な農業による農産物の購入に努めます。
- 地元の食材の積極的な利用を図り、地産地消を推進します。



事業者の取組

- 土地の利用、開発について生物多様性に与える環境影響を把握し、回避・低減に努めます。
- 所有している森林の適正管理に努めます。
- 竹林や農地の適正な管理、竹林を利用した製品の販売・購入に努めます。
- 環境に配慮した持続可能な農業を推進します。
- 地元の食材の積極的な利用を図り、地産地消を推進します。



コラム



自然を活用した解決策 (NbS)

健全な森林の回復は土砂災害の防止や水源涵養、水田など農地の保全は洪水防止などにつながります。このような対策は「自然を活用した解決策 (NbS)」と呼ばれ、「生物多様性国家戦略 2023-2030」でも基本戦略の一つとして重要視されています。



取組方針

6

基本方針2 ▶豊かな生態系を回復して活かす

水辺を保全・管理する

13 地球温暖化対策を推進する

14 河川の水質向上と脱プラ対策を推進する

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる

6-1 生物多様性に配慮した河川の保全・管理

- 親しみのある水辺の創出のため、親水性のある用水路の整備などに努めます。
- 河川におけるごみの持ち帰り啓発などを行い、ごみの流出を防止します。
- 良好な河川環境の保全のため、清掃活動などを行います。
- 藪田川の改修においては、防災などの機能とカワバタモロコ生息箇所の保全を考慮しながらの整備に努めます。



6-2 水資源・湧水の保全

- 污水处理人口普及率を増やします。
- 県条例に関する届出により、地下水採取の適正化を図ります。
- 湧き水や地下水の保全のため、雨水を地面に戻す雨水浸透・貯留施設や雨水調整機能の創造を推進します。
- 豊かな水が湧き出る湧水池において、市民が親しめる場所となるよう、周辺管理を行います。



市民の取組

- 公共下水道、農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 河川を利用した際のごみの持ち帰りを徹底します。
- 河川清掃活動への参加に努めます。
- 節水を心掛け、水を大切にします。
- 雨水浸透・貯留施設の導入に努めます。
- 地域の湧水の保全に協力します。



事業者の取組

- 地域の実情に応じた生活排水などの適正処理に努めます。
- 河川清掃活動への参加に努めます。
- 節水や生産過程の合理化などにより、水資源の利用を削減に努めます。
- 雨水浸透・貯留施設の導入に努めます。



取組方針

7

基本方針 2 ▶豊かな生態系を回復して活かす

市街地の自然を回復する

11 災害に強く
快適な居住
環境をつくる

13 地球温暖化
対策を推進
する

15 豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

7-1 緑地の保全・創造

- 「藤枝市緑の基本計画」及び「ふじえだ花回廊基本構想」を基に、市民総ぐるみの花のまちづくりを推進します。
- グリーンカーテンやガーデニングなど、身近でできる緑化を推進します。
- 公園緑地の適正管理や施設の緑化を図ることで、気温上昇の緩和や緑にふれあう機会を増やします。
- 花と緑にあふれる美しい地域づくりを推進します。



市民の取組

- 「藤枝市緑の基本計画」及び「ふじえだ花回廊基本構想」を基に、花のまちづくりの推進に協力します。
- グリーンカーテンやガーデニングなど身近にできる緑化に努めます。
- 公園緑地はマナーを守って利用します。



事業者の取組

- 「藤枝市緑の基本計画」及び「ふじえだ花回廊基本構想」を基に、花のまちづくりの推進に協力します。
- 事業所の敷地内の緑化に努めます。
- 敷地内の緑地や池など、身近な生物の生息環境の保全に努めます。



コラム



グリーンカーテンコンテスト

本市では、成長や収穫を楽しみながら、さらに省エネもできる「グリーンカーテン」を多くの皆さんに実践していただくため、「グリーンカーテンコンテスト」を実施しています。応募者の皆さんは、「グリーンカーテン」を設置することで、植物を育てる喜びや、特に西日対策として室内を涼しくする工夫を楽しんで実践されています。



団体・最優秀賞 西益津中学校

取組方針

基本方針3 ▶地域固有の生物を守り増やす

8

生物のつながりを大切にする

15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

8-1 絶滅の可能性のある種の保全と外来種の防除

- 絶滅危惧種に関する情報収集及び提供を行います。
- 生物種の保全活動等に取り組む団体等へ支援を行います。
- 特定外来生物に関する情報収集及び提供を行います。
- 郷土種の植栽、外来種の防除など、地域の生物多様性の保全に努めます。



アメリカザリガニ

8-2 生物の適正な管理と遺伝的かく乱の防止

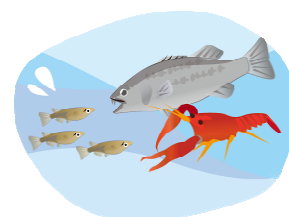
- 身近で共生する生物である、ペットの適正飼育の啓発・支援を行います。
- 有害鳥獣による農作物などへの被害防止対策に努めます。
- 他地域からの種の移植・放流等による遺伝子かく乱に関する注意喚起を行います。



カダヤシ

市民の取組

- 市や自然保護団体などが行う生物調査への参加に努めます。
- 絶滅の可能性のある種の保全に努めます。
- 外来種の繁殖拡大防止や防除実施に努めます。
- 他の地域からの生物を野外へ放流・移植したり、ペットなどの動物を遺棄しません。



事業者の取組

- 開発事業や土地の所有管理における絶滅危惧種や地域固有種に配慮します。
- 外来種の持ち込み・移動に配慮するとともに、繁殖拡大防止や防除実施に努めます。
- 有害鳥獣による被害を未然防止するため、防護柵の設置などに努めます。



コラム



アカミミガメ・アメリカザリガニの規制

「外来生物法」の改正に伴い、アカミミガメ（ミシシippアカミミガメを含む）とアメリカザリガニは、2023（令和5）年6月1日から「条件付特定外来生物」に指定され、野外への放出、輸入、販売、購入、頒布等を許可なしに行うことが禁止されました。家庭において現在飼育している個体については、規制開始以降も引き続き飼育は可能ですので、野外に放出せず、最期まで飼育してください。

許可なく池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されています。



ミシシippアカミミガメ

重点
プロジェクト

ふじえだ自然再興プロジェクト

14 河川の水質向上と農プラ対策を推進する

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる

17 あらゆる主体が協働・協賛するまちをつくる

「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げている「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現のため、本市においても、「ふじえだ自然再興プロジェクト」として、2つの取組を重点プロジェクトとして位置付け、重点的に推進していきます。

藤枝版ビオトープ登録制度・ビオトープマップづくり、ビオトープによる貴重種の保護増殖などにより、生物の生息・生育環境を今よりも豊かにします。

重点1 ビオトープ
ネットワーク・ふじえだ
～ビオトープをつなげよう～



ふじえだ自然再興
(ネイチャー
ポジティブ)

自然を活用
した解決策
(NbS)

自然共生サイト・
OECM

重点2
蓮華寺池エコパーク
～身近な自然とふれあおう～



市民の憩いの場である蓮華寺池公園において、環境教育や自然とのふれあいを促進することにより、生物多様性を身近に感じ、生物多様性に関心のある人を増やしていきます。



重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ ～ビオトープをつなげよう～



現状

- 「ビオトープ」とは、本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息・生育空間」と訳されます。
- 市内には、ビオトープを創出している事業所や民間団体が多数あり、市街地及びその周辺地域の貴重な自然環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。
- 蓮華寺池公園、市民の森、瀬戸川、藪田川、小田野沢ビオトープなど、市内の様々な場所では自然観察や保護活動が行われ、自然とのふれあい活動の輪が広がっています。

? ビオトープと杉山恵一氏

藤枝市出身の生物学者・杉山恵一氏は、「ビオトープ」の概念を日本国内に広めたパイオニアとして広く知られています。1980年代後半より「自然復元」という手法の確立に貢献し、藤枝市内をはじめ全国各地のビオトープ構築の監修をするなど、生物多様性の保全に尽力されました。

課題

- 「30by30 目標」に向け、自然公園など法令による保護地域だけではなく、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）が注目されています。環境省では、OECMを「自然共生サイト」として登録する制度がスタートしました。本市でも、OECMに貢献する「自然共生サイト」への登録への機運を高めるための取組を推進していく必要があります。
- 市内には、事業者や民間団体、行政などが整備・管理しているビオトープがあるものの、それらの情報は把握できていないため、情報収集・発信をすることで保全活動を盛り上げ、ビオトープ相互のネットワーク化を図っていく必要があります。



取組

① 藤枝版ビオトープ登録制度・ビオトープマップづくり

- 藤枝版ビオトープ登録制度をつくり、登録されたビオトープ情報の発信やビオトープ保全活動への支援を行います。
- 藤枝版ビオトープのマップを作成して公開します。

② ビオトープによる貴重種の保護増殖

- 地域の貴重種など（例：カワバタモロコ、アカザ、ミナミメダカ、タムシ）に注目し、地域固有の遺伝子に配慮しながらビオトープにおける保護増殖などを推進します。

? OECM

OECMとは、自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のことをいいます。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になります。



重点2 蓮華寺池エコパーク ～身近な自然とふれあおう～



現状

- 蓮華寺池公園は、都市近郊の大規模な公園として整備されており、市内外から多くの利用があります。
- 四季折々の花や野鳥の鑑賞など自然とのふれあいの場、ウォーキング、散策などの場として利用されているほか、カフェなどが併設されて、若者にも人気のスポットになっています。
- トイレや駐車場（障がい者用含む）が整備されていて、池周りの園路のバリアフリー化や車椅子の無料貸し出しなど、歩行が心配な方でも気軽に散策が楽しめます。

課題

- 蓮華寺池公園では花や山野草の観察などを通じて、自然環境について学ぶことができますが、十分に活用されていません。
- 生物多様性の視点から、郷土固有の自然環境を保全するエリアなどが必要です。
- ミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニなどの外来種の生息を確認しており、地域固有の生態系に影響を与えていることから防除が必要です。

取組

①蓮華寺池公園における環境教育や自然とのふれあいの促進

- 市のホームページに自然環境や生物多様性をPRする特設サイトを開設するとともに、自然観察マップ、ガイドブックを作成します。
- 自然環境や生物多様性に関する展示や掲示など、理想的な生態系や環境を学ぶことができるようにします。
- 樹木の適切な管理や外来種の駆除を行うとともに、在来種の再生や育成をすることができる保護区画の整備に努めます。

②地域固有の生態系の保全

- 郷土種の植栽、外来種の防除など、地域の生物多様性の保全を図ります。



第5章 戦略の推進システム



第1節 戦略の推進体制



本戦略の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働し、下記の推進体制で取り組みます。

また、本戦略に基づく施策や取組の実施状況を把握・評価し、今後の取組に活用します。

1-1 市民・事業者

市民及び事業者において、本戦略の「第4章 戦略の取組」で示された取組の実践に加え、環境活動レポートに公表される本計画の進行管理結果に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

1-2 行政

■環境推進本部会議（行政経営会議）

戦略に関する策定方針並びに戦略案の確定までの各段階の意志決定及び進行管理を行います。

また、戦略に基づく政策の推進に関する決定及び環境関連施策の調整・協議・決定を行います。

■環境行動推進会議

各部局内の環境マネジメントの実務者であるエコアップマネージャー（課長職）で組織し、環境関連事業・施策に関する進行管理を行います。

■各部局

戦略に基づく事業・取組を実施するとともに、進捗状況の把握、状況に応じた見直しを行います。

■事務局（環境政策課）

戦略の進捗状況や目標の達成状況の把握、関連情報の提供など、戦略全体の進行管理を行います。

1-3 藤枝市環境審議会

「藤枝市環境基本条例」第16条の規定に基づいて設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。学識経験者及び関係行政機関職員で構成されます。

1-4 国・県・周辺市町

生物多様性の保全と持続的な利用は、国や県、周辺市町と連携して広域にわたる取組が必要であり、十分な連携を図りながら対応します。

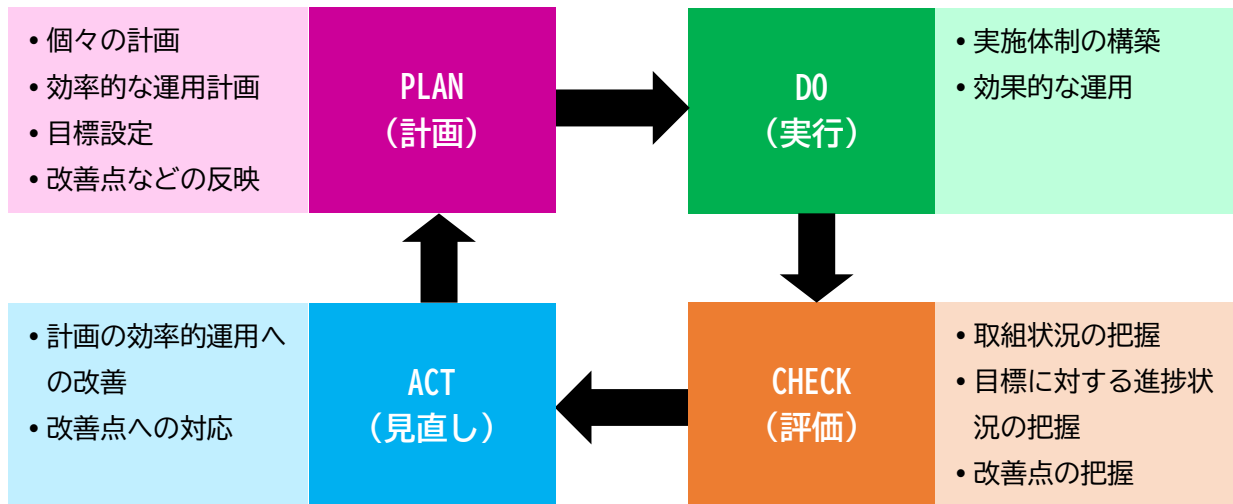
第2節 戦略の進行管理



2-1 PDCA サイクルによる管理

本戦略の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）のPDCAサイクルを用いて、戦略を継続的に改善・管理します。

藤枝市役所は、2008（平成20）年3月から継続してエコアクション21の認証を受けており、環境省策定のガイドラインに則った効率的かつ効果的な管理を行います。



2-2 結果の公表

本戦略の進捗状況を把握し、管理指標による評価を行います。その結果は毎年、藤枝市環境審議会に報告後、公表します。

第3節 戦略の普及・啓発の手法



本戦略の周知・広報を行うため、戦略冊子及び概要版を市のホームページに掲載するとともに、市役所の行政資料公開コーナー、図書館、地区交流センターなどに配架します。また、環境に関するイベントや出前講座などの機会を利用して、本戦略の周知・広報を行います。

さらに、本市が主催するイベント以外についても、必要に応じて「生物多様性ふじえだ後援イベント」として位置づけ、ホームページなどで紹介します。

資料編



資料 1 動植物に関する参考情報



①植生

■植林と耕作地が多い

- 本市の大部分は、気候的に暖温帯に属し、人間活動が行われやすい環境であることから、山間地にも人の手が入り、山地の大部分は植林（スギやヒノキ）と耕作地（茶畑や果樹園）で占められています。また、森林植生では、常緑広葉樹林（スダジイ、アラカシ、タブノキなど）や落葉広葉樹林（コナラなど）といった二次林が多く、自然林はあまりみることができません。また、竹林が広く分布していることも特徴です。
- 平野部の大部分は市街地と水田で占められています。河辺や湿地に分布する植生は、小河川にわずかにみられる程度です。

②植物

■1,500 種以上の植物が分布している

- 本市に生育する植物として 1,500 種以上の記録がありますが、その大部分がクスノキ、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ、ヤマモモ、アラカシ、コナラ、ムクノキなど暖かい地域に分布する植物が中心で、寒い地域に分布する植物（アカシデなど）が極めて少なく、北部の高根山やその周辺のごく一部に限られています。

■南方系植物の分布限界がある

- 静岡県の中中部地域は、一部の南方系植物の分布北・東限になっています。静岡県の天然記念物に指定されている若一王子神社の社叢では、これら南方系の植物であるヤマモガシやナナミノキ、カンザブロウノキ、ヤマビワなどをみることができます。



ヤマモガシ

■高根山のアカガシは学術的にも貴重である

- アカガシは、暖温帯の中でも冷涼な暖温帯上部域を代表する樹種の一つです。このアカガシの優占する森林は、標高の高い冷温帯に成立する落葉広葉樹林と接して分布していることが多く、植物学的に重要な植生となっています。
- 高根山の山頂付近には、県指定天然記念物の「芋穴所のマルカシ」（マルカシはアカガシのこと）と呼ばれる樹高 17.0m、目通り周囲 5.2m にもなる巨樹が生育しています。このアカガシは、高根山の山頂付近にかつてはアカガシの森林が分布していたことを示すものです。暖温帯域が中心の本市にあって、標高 800m を超える高根山（871m）は、標高の高い冷温帯域に分布する植物や植生を観察できる貴重な場所です。

暖温帯上部域を代表する
アカガシ

③動物

■多様な環境に多くの動物が生息している

【哺乳類】

- 北部の山間地から里山にかけてニホンザル、ノウサギ、アカネズミ、キツネ、タヌキ、ニホンイタチ、アナグマなどが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、キクガシラコウモリ、カヤネズミ、ニホンリスなどが確認されています。このうちカヤネズミは、湿地帯の開発や河川改修等による草地の消失が減少要因として考えられています。その一方で、国の特別天然記念物であるカモシカや有害鳥獣のイノシシは目撃が増加しています。



ニホンザル



ノウサギ



カヤネズミ



カモシカ

【鳥類】

- 市街地には留鳥^{りゅうちよう}のヒヨドリ、シジュウカラ、コゲラがみられます。山間部の森林には留鳥のオオタカ、夏鳥のオオルリやキビタキ、冬鳥のカヤクグリやウソがみられます。溪流ではカワガラスやヤマセミ、河川や蓮華寺池などにはカワセミやコサギ、オオバンなどが生息しています。
- 絶滅の可能性のある種として、水田周辺にはタマシギやゴイサギなどが、森林ではサシバ、サンショウクイ、アカショウビンなどが確認されていますが、いずれも里山環境の変化により数を減らしていると考えられています。



シジュウカラ



キビタキ



カワセミ



ゴイサギ

【両生類・爬虫類】

- 湿地や水田周辺にはツチガエルやトノサマガエル、山間部の止水環境と森林にはモリアオガエルやシュレーゲルアオガエル、河川の中・上流域にはカジガエルがみられます。
- 森林・農耕地に生息するニホンマムシやヒガシニホントカゲ、アオダイショウなどや水域に生息するニホンスッポン、ニホンイシガメなどが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、アカイシサンショウウオは山間地^{さんさんち}の開発や乱獲、ニホンアカガエルやトノサマガエルは農地の耕作放棄による水環境の悪化、ニホンイシガメは水辺の消失やミシシippアカミミガメの拡大などが原因で減少していると考えられています。特にアカイシサンショウウオは、「国内希少野生動植物種」に指定されており、捕獲が禁止されています。



モリアオガエル



ニホンマムシ



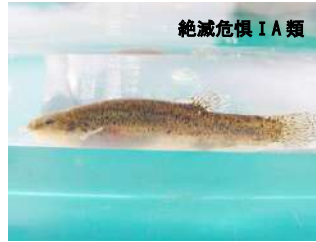
ヒガシニホントカゲ



ニホンスッポン

【魚類】

- 河川の渓流部ではアマゴ、タカハヤ、山際の水路ではホトケドジョウ、中流部ではアカザ、オイカワ、タモロコ、回遊魚のニホンウナギ、アユ、カマキリ（アユカケ）が生息しています。池や水田にはギンブナ、ミナミメダカ、ドジョウなどが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、カワバタモロコは里山や水田の荒廃、アカザは土砂流入で生息場所となる礫間隙の消失などにより減少していると考えられています。カワバタモロコは、静岡県の「指定希少野生動植物」、「種の保存法」の「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定されており、捕獲が禁止されています。



ホトケドジョウ



アカザ



アユ



ギンブナ

【昆虫類・クモ類】

- 昆虫類では、森林の樹液に集まるコクワガタなどのコウチュウ類、草地にはクロシジミなどのチョウ類、クツムシなどのバッタ類、水辺ではミヤマサナエやチョウトンボ、コガムシ、ハイケボタルなどが確認されています。
- クモ類では、洞窟などに生息するカザアナマシラグモ、樹林地の林床などではカネコトタテグモが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、オオキトンボは護岸工事や水質悪化、チョウ類のクロシジミは雑木林などの荒廃による里山環境の悪化が原因で減少していると考えられています。



コクワガタ



チョウトンボ



コガムシ



ハイケボタル

【貝類・甲殻類】

- 山地にはオクガタギセルやミヤマヒダリマキマイマイなどの陸にすむ貝類が、池や小河川にはオオタニシやヒラマキガイモドキなどの淡水にすむ貝類が確認されています。
- 甲殻類では、テナガエビ、モクスガニなどが生息しています。
- 絶滅の可能性のある種として、オオタニシ、ヒラマキガイモドキ、ナガオカモノアラガイなどは水田や湿地、池などに生息していますが、水質悪化、水田の乾田化、開発による植生の消失などにより減少していると考えられています。



ミヤマヒダリマキマイマイ



ヒラマキガイモドキ



モクスガニ



ナガオカモノアラガイ

④絶滅の可能性のある動植物

■絶滅の可能性のある動植物が確認されている

○本市で確認されている動植物の中で、「静岡県レッドデータブック（2019, 2020）」に掲載されている絶滅の可能性のある動植物は、合計 177 種（植物 92 種、哺乳類 4 種、鳥類 24 種、爬虫類 6 種、両生類 10 種、魚類 12 種、昆虫類 18 種、貝類 7 種、クモ類 4 種）となっています。

○特に絶滅のおそれのある種として、絶滅危惧ⅠA類のヒモラン、デンジソウ、カワバタモロコ、ミナミメダカ、絶滅危惧ⅠB類のミドリワラビ、ヒツジグサ、サンショウクイ、ニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類のキキョウ、キスミレ、タマシギ、カマキリ（アユカケ）などが確認されており、それらの種の主な生息・生育環境は、山林、半

自然草地、水田、水辺など様々です。このことは、生物が利用している様々な環境が、開発による消失に加え、管理放棄、水路や護岸のコンクリート化、水質汚濁などにより悪化していることを表しています。



コラム



産卵場所と生息場所の移動

静岡県版レッドリストでは「準絶滅危惧」に分類されているニホンイシガメですが、かつては本市でも子どもたちに飼われるなど、とても身近なカメでした。今は瀬戸川などでもほとんどみることができません。

湧水の湧く青池にもニホンイシガメが生息していましたが、道路の整備などの周辺環境の変化により、個体数が減少したと考えられます。道路上では、自動車に轢かれてしまったニホンイシガメのメスがみられましたが、これは産卵のために青池周辺の梨園に移動する途中だったと考えられます。このようにニホンイシガメは、生息場所となる水辺と、産卵場所となる山の斜面や畑などを移動します。そのほか、道路を横断するカルガモ親子のニュースがありますが、これも産卵場所から生息場所への移動の例です。

このように、生物の保全対策を考える際には、産卵と育児の場所の移動などを十分に考慮するなど、人にも生物にも配慮した環境の整備を行う必要があります。



現在、青池周辺の道路では「飛び出し注意」の看板のモチーフにカルガモが使われています。

本市で生息・生育の記録がある「絶滅の可能性のある動植物」

| | |
|--|--|
| ■絶滅 (EX) (すでに絶滅したと考えられる動植物) | |
| 植物 | 該当なし |
| 動物 | チャマダラセセリ |
| ■絶滅危惧ⅠA類(CR) (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い動植物) | |
| 植物 | ヒモラン、デンジソウ、カンラン |
| 動物 | ナゴヤダルマガエル、アカイシサンショウウオ ^{※2} 、カワバタモロコ ^{※1・2} 、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、オオキトンボ |
| ■絶滅危惧ⅠB類(EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物) | |
| 植物 | ミドリワラビ、ヒツジグサ、フジタイゲキ、ミズキカシグサ、ヒメビシ、ミズトラノオ、キセウタ、コタヌキモ、コシノコバイモ、カイコバイモ、ハシナガカンスゲ、セイタカスズムシソウ、イイヌマムカゴ |
| 動物 | ササゴイ、コアジサシ、ヤマセミ、ヤイロチョウ ^{※2} 、サンショウクイ、ニホンウナギ、アカザ |
| ■絶滅危惧Ⅱ類(VU) (絶滅の危険が増大している動植物) | |
| 植物 | マツバラ、スギラン、ミズニラ、タキミシダ、ヒロハヤブソテツ、ツクシヤブソテツ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ミヤマツチトリモチ、ミスミソウ、オニバス、カギガタアオイ、イシモチソウ、ヤブサンザシ、キスミレ、オオヤマツツジ、アサザ、オオアブノメ、タヌキモ、ムラサキミミカキグサ、キキョウ、フジバカマ、タカサゴソウ、イトモ、チャボホトトギス、ミズアオイ、カキツバタ、ウンヌケモドキ、ナギラン、クマガイソウ、ハルザキヤツシロラン、フウラン、ツレサギソウ、ヤマトキソウ |
| 動物 | トモエガモ、ヒクイナ、タマシギ、ハチクマ、サシバ、クマタカ ^{※2} 、アカショウビン、コシアカツバメ、コサメビタキ、ニホンアカガエル、サツキマス (アマゴ)、カマキリ (アユカケ)、クロシジミ、ミヤマシジミ |
| ■準絶滅危惧(NT) (存続基盤が脆弱な動植物) | |
| 植物 | ヤマシヤクヤク、キバナハナネコノメ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、クサナギオゴケ、スズサイコ、タチキランソウ、ミゾコウジュ、イヌノフグリ、イズハハコ、カワラニガナ、ミクリ、マメツタラン、ムギラン、ミヤマムギラン、エビネ、キンラン、セッコク |
| 動物 | キクガシラコウモリ、カヤネズミ、ヤマドリ、ミコアイサ、クイナ、タゲリ、イカルチドリ、オオタカ、アリスイ、サンコウチョウ、ニホンイシガメ、アカハライモリ、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ウラギンスジヒョウモン、ツマジロウラジャノメ本州亜種、クモガタヒョウモン、コガムシ、カネコトタテグモ、マルタニシ、オオタニシ、ヒラマキガイモドキ、オクガタギセル、ナガオカモノアラガイ、ミヤマヒダリマキマイマイ、マシジミ |
| ■情報不足(DD) (評価するだけの情報が不足している動植物) | |
| 植物 | モミジカラスウリ |
| 動物 | ヒナコウモリ、オオコノハズク、ニホンスッポン、シロマダラ、ドジョウ |
| ■絶滅の可能性のある地域個体群(LP) (地域的に孤立している地域個体群で、絶滅の可能性が高い動植物) | |
| 植物 | 該当なし |
| 動物 | 該当なし |
| ■要注目種・現状不明(N-I) (現状が不明な動植物) | |
| 植物 | キビナワシロイチゴ、ミズバショウ、タイワンヤマイ |
| 動物 | 該当なし |
| ■要注目種・分布上注目種等(N-II) (絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される動植物) | |
| 植物 | ビロウドイチゴ |
| 動物 | ヒガシニホントカゲ、タモロコ、ニシシマドジョウ、カワヨシノボリ、コキマダラセセリ、オオチャバネセセリ、コムラサキ、クロヒカゲモドキ、カザアナマシラグモ、アベマシラグモ、エンシュウナミハグモ |
| ■要注目種・部会注目種(N-III) (その他各部会で注目すべきと判断した動植物) | |
| 植物 | エダウチホングウシダ、ミゾシダモドキ、イワイヌワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、アオネカズラ、ミドリアカザ、イチリンソウ、コイヌガラシ、アズマツメクサ、フナバラソウ、ヒキヨモギ、ノニガナ、オナモミ、オオキツネノカミソリ、ヒナノシャクジョウ、ヤブスゲ、ギンラン、アオブタバラ、ヒトツボクロ |
| 動物 | ニホンリス、ゴイサギ、クサガメ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ネバタゴガエル、オオウナギ、スルガセモンササキリモドキ、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、オオムラサキ、ギンボシヒョウモン本州亜種、ヘイケボタル |

注1) カテゴリーは静岡県レッドデータブック(動物:2019、植物:2020)をベースとした。

注2) ※1は「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき「指定希少野生動植物」に指定されている種類。

注3) ※2は「種の保存法」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定されている種類。

⑤外来種

■特定外来生物を含む多くの外来種が確認されている

- 「外来種」とは、もともとその地域に生息・生育していなかったにも関わらず、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことを指します。外来種の侵入により、在来種の生息・生育環境の争奪、在来種の捕食、交雑による遺伝的かく乱などの問題が生じています。
- 2005（平成 17）年に施行された「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」では、外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれのある海外から来た外来種を「特定外来生物」に指定し、飼育、栽培、保管・運搬、輸入、野外への放出などが原則禁止されました。本市ではこれまでに、ナルトサワギク、アレチウリ、オオキンケイギク、アライグマ、ウシガエル、カダヤシ、オオクチバス、セアカゴケグモなど 15 種の特定外来生物、アカミミガメ（ミシシippアカミミガメ）、アメリカザリガニの 2 種の条件付特定外来生物が確認されています。
- 国は生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の目標（侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶することなど）の実現に向けて、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を 2015（平成 27）年に公表しました。このリストに掲載されている種のうち、本市に確認記録がある種は、セイタカアワダチソウ、オオカナダモ、モウソウチク、ハクビシン、タイリクバラタナゴ、ニジマス、スクミリンゴガイなどです。

本市で確認されている特定外来生物・生態系被害防止外来種

| 区分 | 分類群 | 種名 |
|-----------------------|-----|--|
| 特定外来生物 | 植物 | アメリカオオアカウキクサ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ナルトサワギク |
| | 動物 | アライグマ、ソウシチョウ、ウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、アカボシゴマダラ、セアカゴケグモ、ラステークレイフィッシュ |
| 条件付特定外来生物 | 動物 | アカミミガメ（ミシシippアカミミガメ）、アメリカザリガニ |
| 生態系被害防止外来種（特定外来生物を除く） | 植物 | オランダガラシ、イタチハギ、コマツヨイグサ、トウネズミモチ、ツルニチニチソウ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ、マルバアサガオ、セイタカアワダチソウ、オオアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオカナダモ、コカナダモ、ホテイアオイ、キショウブ、シナダレスズメガヤ、メリケンガヤツリ、コンテリクラマゴケ、シャクチリソバ、ヒメツルソバ、ヒメスイバ、ナガバギシギシ、ムシトリナデシコ、トキワサンザシ、アレチヌスビトハギ、ナンキンハゼ、カミヤツデ、ホシアサガオ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、ダキバアレチハナガサ、ヨウシュチョウセンアサガオ、アメリカセンダングサ、ペラペラヨメナ、ヒメジョオン、オオオナモミ、ハナニラ、シンテッポウユリ、ヒメヒオウギズイセン、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、オオクサキビ、シマスズメノヒエ、キシウズズメノヒエ、タチスズメノヒエ、セイバンモロコシ、ビワ、ハリエンジュ、ナヨクサフジ、コヌカグサ、カモガヤ、オニウシノケグサ、ネズミムギ、ホソムギ、ボウムギ、アメリカスズメノヒエ、オオアワガエリ、マダケ、ハチク、モウソウチク、ナギナタガヤ |
| | 動物 | ハクビシン、タイリクバラタナゴ、ニジマス、スクミリンゴガイ |

資料2 その他の参考情報



市内の主なビオトープ事例

| 場所 | 内容 |
|------------------|--|
| 市民の森ビオトープガーデン | 市民の森自然体験ゾーンの中腹に位置し、雨が降ると水たまりができて湿地となり、トンボや野鳥を観察することができます。 |
| 住友パークライト株式会社静岡工場 | 敷地内にビオトープを形成し、2017（平成29）年度より一般公開しています。（特非）日本ビオトープ協会のビオトープ大賞（2018年）、（一社）日本化学工業協会レスポンシブル・ケア賞の努力賞（2019年）、（一財）日本緑化センター「全国みどりの工場大賞」の会長奨励賞（2019年）などを受賞しています。 |
| 藤枝中学校 | 校舎本館と南館の間の中庭にビオトープを整備しています。 |
| 小田野沢ビオトープ | NPO法人・里の楽校が企画・提案し、本郷ふるさと普請の会と株式会社エクノスワタナベが共同して管理している農村ビオトープです。「ふじのくに美農里プロジェクト」に取り組んでいて、地元と企業との協働活動として「一社一村しずおか運動」として認定されています。 |

市内の主な人と自然とのふれあいの場

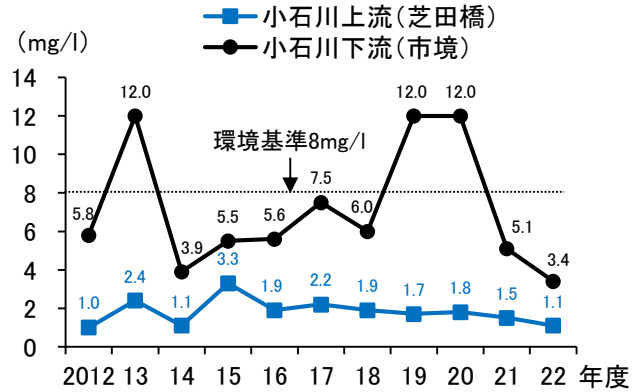
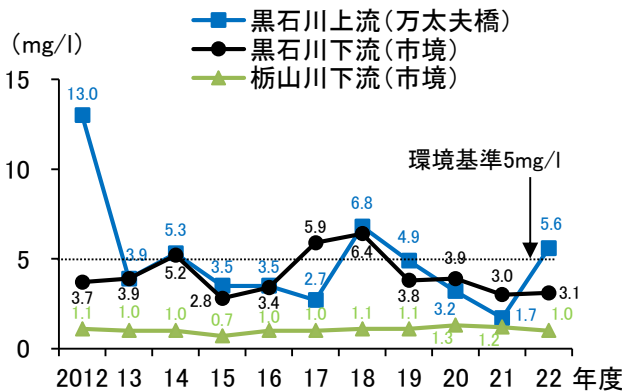
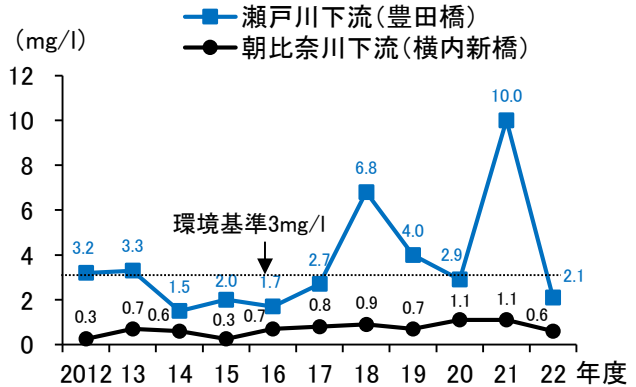
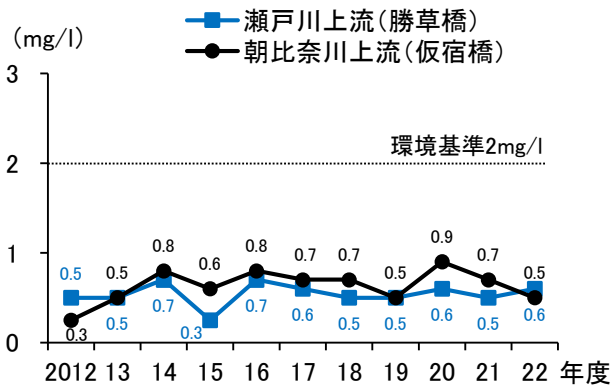
| 項目 | 名称 |
|------------|---|
| 自然観察・ハイキング | ふじえだハイキングコースガイド 東海自然歩道、高根山コース、花倉城跡コース、五州岳コース、びく石コース、中里・滝ノ谷コース、清水山コース、笠張山コース、天王山コース、朝比奈城跡コース、山辺の道コース、里山の道コース、高尾山コース、椿山・菩提山コース、双子山コース、烏帽子形山コース、青羽根パノラマコース、笹川八十八石コース、つたの細道・明治の道コース、高草山コース |
| | 自然観察コース100選ガイド 林叟院参道・高草山コース、宇嶺の滝・高根山コース、びく石・笹川八十八石コース、蓮華寺池・お姫平コース |
| | ふるさとの自然（中部編） つたの細道、高草山、藪田川とその周辺、蓮華寺池周辺、高根山 |
| | 静岡県自然観察ガイドブック つたの細道、高根山 |
| | 東海自然歩道 宇嶺の滝コース、高根山コース、満観峰コース、玉露の里コース、びく石コース |
| | その他 市民の森（ビオトープガーデン） |
| 水辺・湧水 | 静岡県のみずべ100選 玉露の里、蓮華寺池、宇嶺の滝 |
| | 静岡県の湧き水100 元井戸、姥ヶ池、清水屋の湧き水、青池 |
| 植物観賞 | 桜の見どころ 朝比奈川堤、蓮華寺池公園、金比羅山緑地、瀬戸川河川敷 |
| | 紅葉の見どころ 滝ノ谷不動峡、大沢峡 |

【資料：ふじえだハイキングコースガイド、自然観察コース100選ガイド（静岡県、1986年）、ふるさとの自然・中部編（静岡県、1989年）、東海自然歩道ガイドマップ（静岡県東海自然歩道連絡協議会、2006年）、静岡県のみずべ100選（静岡県、1993年）、静岡県の湧き水100（静岡県・静岡新聞社、2002年）、静岡県自然観察ガイドブック（静岡県、2003・2004年）、静岡県さくらのみどころ（静岡県さくらの会、1994年）、紅葉見どころ八十八景（静岡新聞社、1998年）】

市内の文化財（天然記念物・史跡）

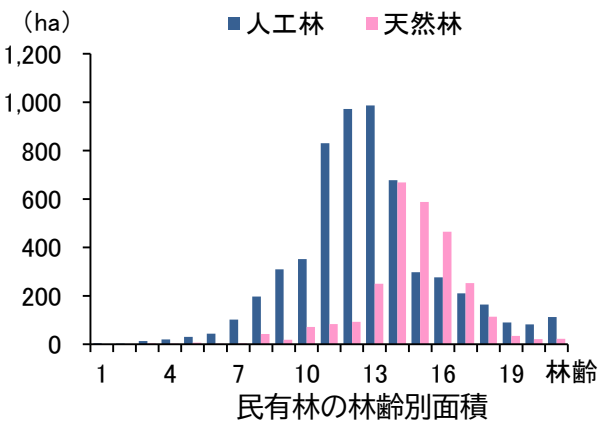
| 種別 | 指定 | 名称 |
|-------|-----|---|
| 天然記念物 | 県指定 | 久遠のマツ（大慶寺）、若一王子神社の社叢、須賀神社のクス、鼻崎の大スギ（高根白山神社）、高根神社のスギ（高根白山神社）、芋穴所のマルカシ（高根白山神社）、万年寺のカヤ |
| | 市指定 | 蓮生寺のイブキ、北方のトキワガキ（個人）、ハゴロモクリハラン（個人）、かや（常願寺）、すぎ（大井神社）、月見里神社のクス、本願のマツ（正定寺） |
| 史跡 | 国指定 | 志太郡衙跡、東海道宇津ノ谷峠越 |
| | 県指定 | 若王子古墳群 |
| | 市指定 | 衣原古墳群、田中城址、千貫堤、今川泰範の五輪塔、雪斎長老の無縫塔、岡部氏墓、岡部宿本陣址、入野古墳、つたの細道、朝比奈城址、朝日山城跡、花倉城跡、旧東海道の松並木 |

【資料：文化財課】

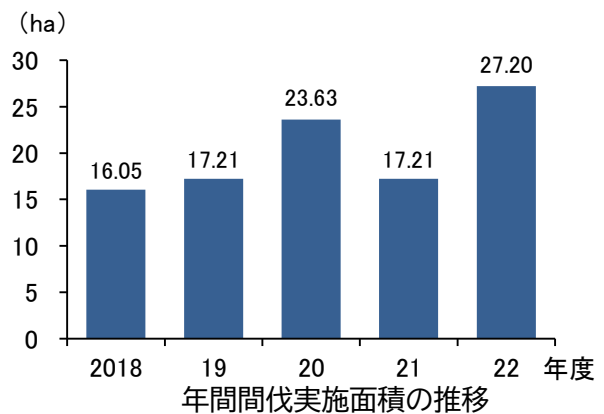


瀬戸川・朝比奈川・黒石川・栃山川・小石川のBOD(75%値)の推移

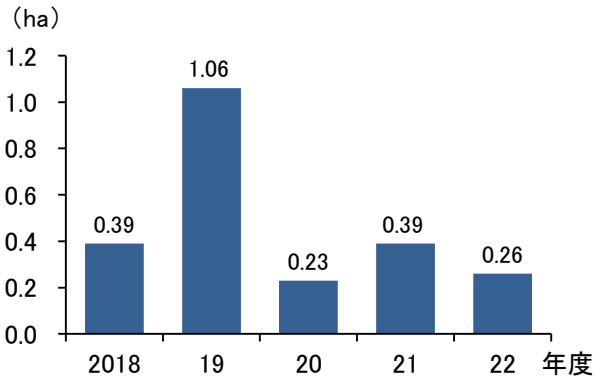
【資料：ふじえだの環境】



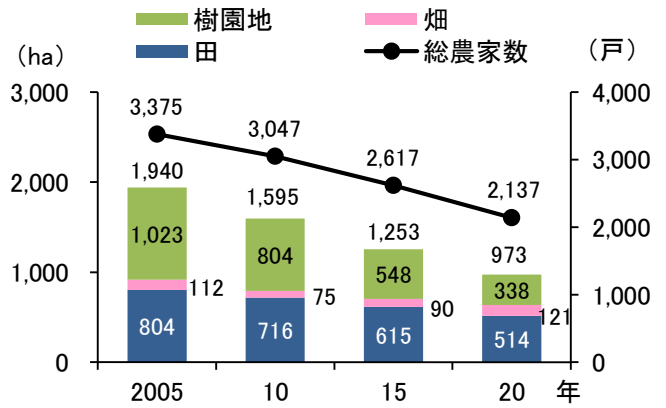
【資料：藤枝市森林整備計画（2023年3月）】



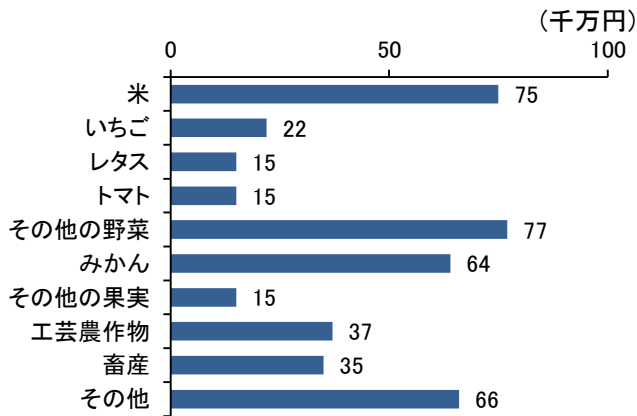
【資料：農林基盤整備課】



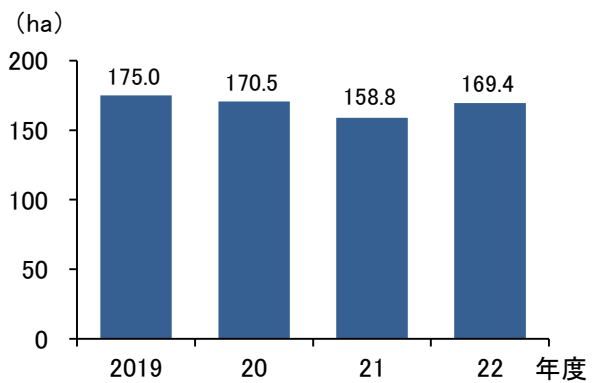
放置竹林解消面積の推移
【資料：農林基盤整備課】



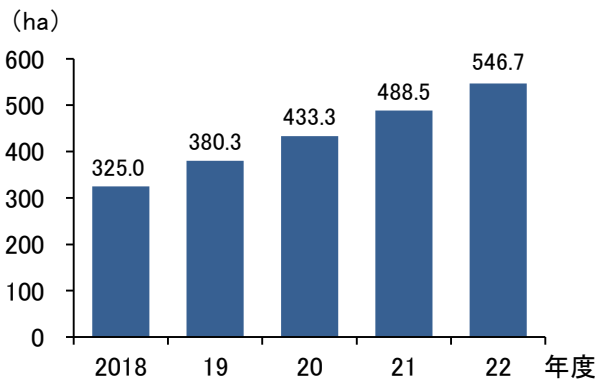
経営耕地面積と総農家数の推移
【資料：農林業センサス】



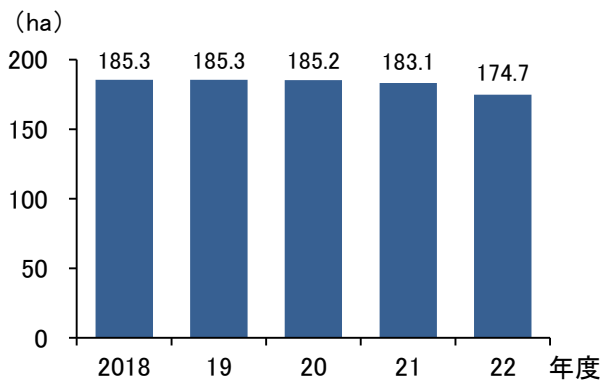
農業産出額の内訳 (2021年)
【資料：市町村別農業産出額】



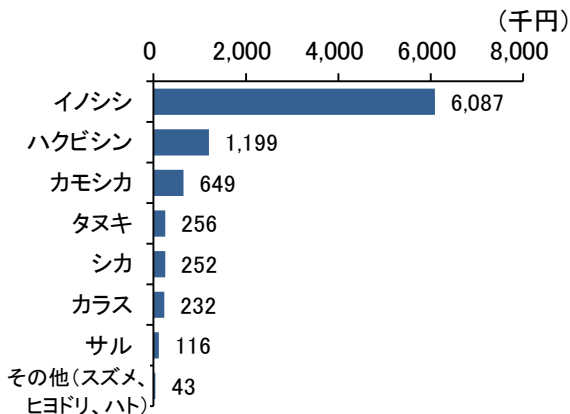
荒廃農地 (遊休農地) 面積の推移
【資料：荒廃農地解消アクションプラン】



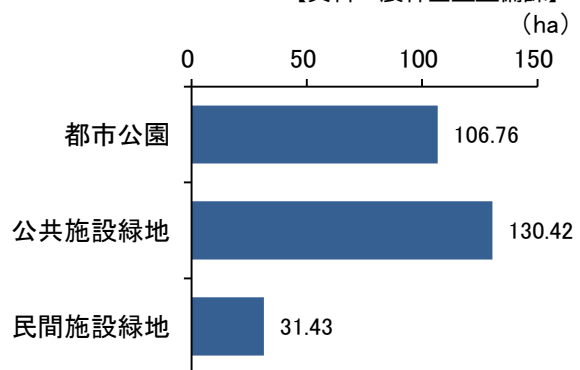
環境保全型農業取組面積の推移
【資料：農業振興課】



地域住民による農地など保全活動の取組面積の推移
【資料：農林基盤整備課】



野生鳥獣被害金額 (2022年度)
【資料：農林基盤整備課】



施設緑地面積 (2015年3月)
【資料：藤枝市緑の基本計画】

資料3 策定の経緯



策定の経緯

| 2023年（令和5年） | | |
|-------------|----------------------|----------------------|
| 2月 | アンケート調査 | ◇2月18日から3月6日まで市民・事業者 |
| 2月 3日 | 専門家ヒアリング（岸本年郎氏） | ◇現状・課題・今後の取組などについて |
| 7日 | 専門家ヒアリング（増田章二氏） | ◇現状・課題・今後の取組などについて |
| 9日 | 専門家ヒアリング（山田辰美氏） | ◇現状・課題・今後の取組などについて |
| 3月 28日 | 令和4年度第3回藤枝市環境審議会 | ◇策定部会設置について |
| 4月 18日 | 行政経営会議 | ◇策定方針の決定 |
| 5月 18日 | 第1回藤枝市生物多様性地域戦略策定委員会 | ◇策定方針、戦略素案について |
| 6月 12日 | 第1回藤枝市生物多様性地域戦略策定部会 | ◇策定方針、戦略素案について |
| 7月 5日 | 令和5年度第1回藤枝市環境審議会 | ◇策定部会報告、戦略素案について |
| 8月 16日 | 第2回藤枝市生物多様性地域戦略策定委員会 | ◇戦略素案について |
| 9月 4日 | 第2回藤枝市生物多様性地域戦略策定部会 | ◇戦略素案について |
| 19日 | 令和5年度第2回藤枝市環境審議会 | ◇策定部会報告、戦略素案について |
| 10月 20日 | 市議会 建設経済環境委員協議会 | ◇戦略素案の説明 |
| 11月 20日 | 行政経営会議 | ◇戦略案の決定 |
| 12月 14日 | 市議会 全員協議会 | ◇戦略案・パブリックコメントの説明 |
| 22日 | パブリックコメント | ◇12月22日から1月23日まで |
| 2024年（令和6年） | | |
| 2月 7日 | 行政経営会議 | ◇パブリックコメント結果報告 |
| 3月 25日 | 令和5年度第3回藤枝市環境審議会 | ◇パブリックコメント結果報告 |
| | 戦略公表 | |

資料4 委員名簿



■藤枝市環境審議会（敬称略）

| 氏名 | | 所属など |
|--------|-----|---------------------------|
| 平井 一之 | 会長 | 一般社団法人静岡県環境資源協会 会長 |
| 久米 一成 | 副会長 | 東京都市大学環境学部環境創生学科 客員教授 |
| 秋田 弘武 | | 藤枝商工会議所 常務理事 |
| 阿井 正人 | | 藤枝市自治会連合会 副会長兼会計 |
| 小杉山 晃一 | | 常葉大学社会環境学部 准教授 |
| 榎 初夫 | | 藤枝市環境衛生自治推進協会 監事 |
| 石澤 きのゑ | | 藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議 理事 |
| 永田 奈央美 | | 藤枝市教育委員会 委員 |
| 森田 ふさ子 | | 藤枝市農業委員会 委員 |
| 平井 智恵子 | | JA 大井川女性部 藤枝ブロック長 |
| 古江 健二 | | 静岡県地球温暖化防止活動推進員 |
| 池田 雅都 | | 山本機工株式会社 総務部長 |
| 渡村 マイ | | 一般社団法人 SACLABO 代表理事 |
| 堀池 利行 | | 静岡県中部健康福祉センター 衛生環境部長兼環境課長 |

■藤枝市生物多様性地域戦略策定部会（敬称略）

| 氏名 | | 所属など |
|--------|-----|----------------------------|
| 小杉山 晃一 | 部会長 | 常葉大学社会環境学部 准教授（環境審議会委員） |
| 永田 奈央美 | | 藤枝市教育委員会 委員（環境審議会委員） |
| 平井 智恵子 | | JA 大井川女性部 藤枝ブロック長（環境審議会委員） |
| 山田 辰美 | | NPO 法人ふじ環境研究所 所長 |
| 柏 正道 | | 住友ベークライト(株)静岡工場 環境管理部長 |

資料5 用語解説



あ行

■遺伝的かく乱

長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

■今守りたい大切な自然

2004（平成16）年3月に発行された「静岡県レッドデータブック」に示された重要生息・生育地。開発候補地となりやすい場所や生態的に重要な場所、法的規制のない地域などの選定基準から、県内10箇所が選ばれている。

■エコアクション21

中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者向けの環境マネジメントシステムとして環境省が基準を策定した認証登録制度。

■エコパーク

生態系への配慮がなされた公園、生態系の学習を目的とする公園のこと。

■オーガニックビレッジ

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいい、農林水産省は2025（令和7）年までに100市町村でオーガニックビレッジを創出することとしており、藤枝市は2023（令和5）年2月14日に「オーガニックビレッジ宣言」を行った。

か行

■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境ラベル（エコラベル）

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。具体的には「エコマーク」などがある。

■巨樹・巨木林

長い年月生き続けてきた古い大きな木や林のことをいう。巨樹・巨木林は、我が国の森林・樹木の象徴的存在であり、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして人々の心のよりどころ

となるなど、保全すべき自然として重要である。巨樹の定義は、地上1.3mの位置（胸高）での幹周囲が300cm以上の樹木。ただし、地上1.3mの位置において幹が複数に分かれている樹木の場合には、個々の幹の周囲の合計が300cm以上あり、そのうち主幹の幹周囲が200cm以上のものとする。

■グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。

■グリーン調達

納入先企業が、仕入れ先や供給元から環境負荷の少ない製商品・サービスや環境配慮などに積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達すること。

■グリーン・ツーリズム

農山漁村を訪問して、その地域の自然や歴史文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいう。

■国内希少野生動植物種

日本に生息・生育するが、人為の影響などにより存続に支障を来すような状況がみられる種で、その保護を図るため「種の保存法」に基づいて指定された種（亜種または変種を含む）。

■昆明モントリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

さ行

■静岡県希少野生動植物保護条例

静岡県が2011（平成23）年4月に施行した絶滅のおそれのある野生生物を保護するための条例。

■自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組のこと。NbSはNature-based Solutionsの略。

■種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で、国内に生息・生育する種又は外国産の希少な野生動植物の保全するための必要な措置を定めており、1992（平成4）年6月に制定、1993（平成5）年4月に施行された。

■条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称のこと。法律上は「特定外来生物」となる。現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種。

■植物群落

様々な植物が一緒に生育し、集団を形成することで成り立つ植物の群れで、植物種の組み合わせから様々なタイプに分けることができる。

■ステークホルダー

株主・経営者・従業員・顧客・取引先のほか、金融機関、行政機関、各種団体など、企業のあらゆる利害関係者を指す言葉。

■生態系被害防止外来種

2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

た行

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いものうち、国や都道府県、市区町村が指定したもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

■特別天然記念物

「天然記念物」のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定される。

は行

■ビオトープ

本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のこと。森林や農用地、河川なども本来のビオトープに該当する。

■藤枝版ビオトープ

地域にすむ様々な野生生物の生息・生育空間を意味する「ビオトープ」には、森林や農用地、河川など自然にある生物の生息・生育空間も含まれます。このような生態系を身近に感じることができる場所を、本戦略では「藤枝版ビオトープ」と定義しています。

ら行

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）掲載種についてとりまとめたもの。

英数字

■BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。生物学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるのに要した酸素の量で、水質を表す代表的な指標の一つ。水が汚濁しているほどBODは高くなる。また、BOD指標は海域と湖沼では用いられない。

■OECM

Other Effective Area-based Conservation Measures の略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■30by30 目標

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かなめぐみを取り戻すことを目的としている。

■6R

「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再資源化する」というごみ減量と資源の有効利用の優先順位のこと。Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再び利用する）の頭文字をとって3Rと呼ばれている。これにRefuse（断る）、Return（持ち帰る）、Recover（清掃活動へ参加する）を加えて6Rという。

生物多様性心じえだ戦略

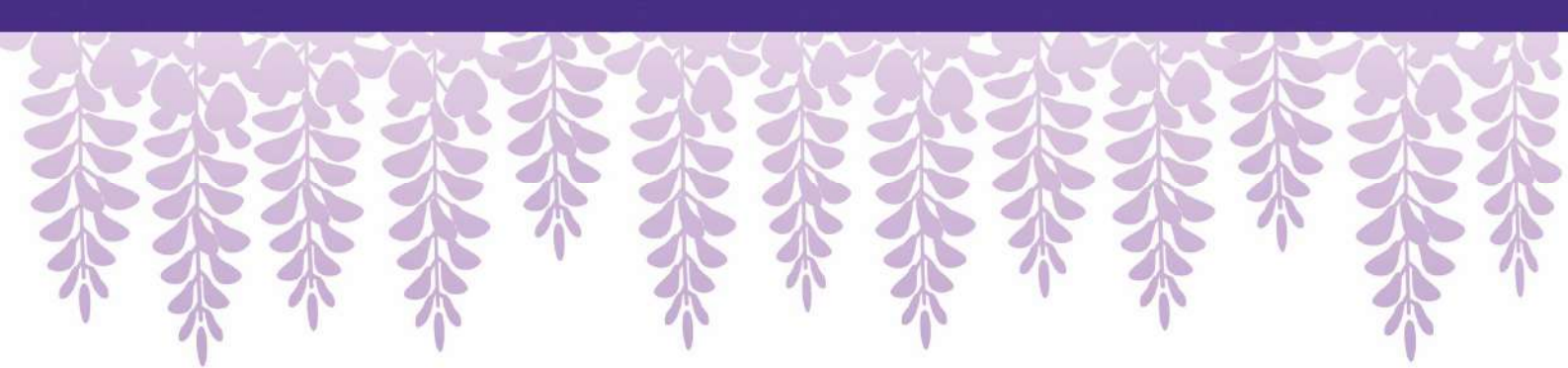
令和6年3月発行

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25

藤枝市環境水道部環境政策課

TEL : 054-643-3183 FAX : 054-631-9083

e-mail : kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp



この冊子は環境に配慮した FSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。